1. 都道府県別食品衛生監視員数一覧

各年度末日現在

		平成1	9年度	平成20	0年度	平成2	1年度	平成22	2年度※	平成2	3年度	在 平成24	F度末日現在 4年度
		総数	内 専任数	総数	内 専任数	総数	内 専任数	総数	内 専任数	総数	内 専任数	総数	内 専任数
全国 01北海	道	7,779 308	1,400	7,729 306	1,290	7,820 311	1,343	7,810 431	1,308	8,044 415	1,347	7,995 424	1,279
02青森	県	123 92	- -	111 92	- - -	113 88	- 7	125 94	6	119 97	5 10	114 94	6 11
04宮城 05秋田	県	120 48	28 -	119 47	7 -	128 46	9	74 65	39 3	183 71	46	198 71	45 3
06山形 07福島	県	80 69	19 8	79 69	20 26	77 71	3 16	80 66	3 8	80 102	10 17	75 84	_ 21
08茨城 09栃木	県	136 85	- 3	84 70	- -	79 70	- -	84 95	- -	91 98	_ 2	92 98	_ 2
10群馬 11埼玉		126 222	_ 44	135 226	- 43	128 226	- 44	158 285	_ 53	143 283	8 44	171 280	_ 41
12千葉 13東京	都	225 662	27 426	213 714	31 473	222 701	33 492	276 697	54 480	279 712	60 491	286 715	63 485
14神奈	県	174 102	44 19	196 107	81 -	209 91	90 -	641 153	80 11	662 156	89 18	669 142	66 17
16富山 17石川 18福井	県	75 64	- 18	74 60 74	- 5	80 53	-	98 86 75	-	102 81 71		105 82 71	_
19山梨	県	72 59 121	_ _ 9	47 125	- - 9	75 55 120	- 9	50 138	2	58 250	7	49 133	5
21岐阜 22静岡	県	95 129		93 119	- - 14	90 129	- 17	119 185	17 41	119 198	18 43	112 202	15 43
23愛知 24三重	県	191 109	-	187 106	3	183 90	12 4	447 104	65 3	439 111	61	449 109	54
25滋賀 26京都	!県	80 100		81 102		69 100	-	87 259		87 260		87 262	
27大阪 28兵庫	県	172 222	61 59	271	- 59	156 198	55 34	416 384	99 58	422 382	88 43	439 363	89 39
29奈良 30和歌	八山県	69 41	- -	67 44	-	60 45	-	80 62	- -	73 63	_	71 56	- -
31鳥取 32島根	県	39 54	16 3	31 51	6 -	44 46	- -	44 51	- -	72 56	10 -	37 57	21 -
33岡山 34広島	県	61 84	21 25	60 84	18 24	60 72	2 6	114 177	2 17	115 164	2 22	120 162	3 17
35山口 36徳島 37香川	県	61 82	21 - 11	61 76	24 -	62 77 61	23 - 7	74 75	19 - 4	85 77	32	79 80	24 -
37個川 38愛媛 39高知	県	72 81 45	-	148 78 49	22 - -	77 50	-	86 90 68	- -	88 85 65	- -	84 88 71	-
40福岡 41佐賀]県	107 63	35 4	107 59	26	108 62	22 -	252 59	103	239 59	87 -	248 58	105
42長崎 43熊本	·県	116 95	1	121 75	- 3	123 86	4	153 120	11 26	108 99	5 46	135 99	2 24
44大分 45宮崎	県	80 130	_ _	88 126	_ _	90 129	- -	109 148	-	110 151	-	110 148	-
46鹿児 47沖縄	島県 県	181 54	- 1	190 52	_	190 58	-	228 48	13 5	225 39	13 -	212 104	13 -
	札幌市 仙台市	79 79	37 36	78 72	32 37	79 73	33 43	79 74	32 39	78 72	33 39	78 77	29 40
	さいたま市 千葉市	48 49	- 18	43 36	- 19	41 33	- 18	41 30	- 17	39 34	- 19	41 39	- 19
政	横浜市 川崎市	258 72	- 13	269 68	- 15	287 67	- 8	298 76	- 7	315 79	- 7	311 94	17
令 指	相模原市 新潟市 静岡市	32 46 25	2 20	29 37 24	- 14 9	36 45 27	- 7 10	32 44 27	- 11 10	29 45 31	- 18 11	29 41 28	16 12
定都	浜松市 名古屋市	39 138	12 77	40 144	13 44	36 176	14 40	36 176	13 40	41 176	12 40	46 173	11 36
市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	京都市大阪市	110 224	11	156 197	11	173 191	11	157 190	11	157 192	10	162 195	- 6
別 掲	堺市 神戸市	22 100	22 18	21 118	20 -	23 114	23 -	23 116	23 -	23 109	11 -	24 111	23
	岡山市 広島市	39 66	_ 24	28 62	-	40 69	-	40 64	-	39 66	- -	39 64	1 -
	北九州市 福岡市	42 82	24 43	42 83	25 42	42 86	27 44	43 89	29 50	43 78	28 31	44 87	28 43
	能本市***	26	-	26	-	27	-	26	-	27		40 30	24 -
	函館市 青森市 盛岡市	8 10	-	9 9 8	-	8 9 9	6	15 10 11	6	15 7 12	- 5	17 7 12	6
	秋田市郡山市	26 8	_ 6	27 8	_	27 7	_	28 8	_	27 10	_	25 8	_
	いわき市 宇都宮市	14 31	1	13 30	- -	13 28	-	14 31	-	14 31	_ 2	14 32	_ 2
	前橋市高崎市	-	-	- -	-	17	-	20	-	13 15	- 8	16 35	- -
	川越市 船橋市	13 18	- 2	16 19	- -	14 18	8 -	16 19	9	17 18	- -	17 18	- -
	柏市 横須賀市	- 19	-	12 15	4 -	10 20	6 -	10 24	3 -	11 24	2 -	11 22	3 -
	富山市 金沢市	22 26	- 4	16 28	- 1	17 27	- 6	17 30	-	17 28	-	15 26	- -
中	長野市 岐阜市	14 30	- 17	14 30	- 17	14 31	- 18	14 28	- 17	13 29	- 18	13 25	_ 15
核市	豊橋市 豊田市 岡崎市	35 25 16	_	38 24 16	_	37 25 15	6	42 23 18	6	39 21 20	7	45 24 22	8
別	大津市高槻市	- 7	- 5	- 11	_	14 14	_	17 20	_	17 20	_	17 22	_
掲	東大阪市豊中市	24	10	23	9	23	10	22	9	20	9	21 17	10 -
	姫路市 西宮市	22	1 -	16 19	2 9	11 23	8 -	12 26	10	12 26	9	14 20	11 -
	尼崎市 奈良市	- 10	- -	- 15	_ _	15 14	15 -	12 17	12 -	12 14	12 -	14 10	11 -
	和歌山市 倉敷市	21 11	- -	20 15	- -	21 12	- -	19 13	- -	18 14	- -	11 20	_ _
	福山市下関市	27 12	- -	25 11	- -	23 10	- -	27 13	- 9	27 12	- 8	29 12	_ 2
	高松市 松山市	25 12	- -	24 12	- -	22 13	- -	24 11	- -	24 10	- -	25 10	- -
	高知市 久留米市 馬崎市	18 -	- - 15	18 9	- 7	20 12	- 7	20 13	- 7	17 12	- 7	19 11	- 6
	長崎市 能本市*** 大分市	18 38 18	15 18 -	19 36 19	23	18 24 20	23 -	18 39 18	24 -	19 47 17	- 46	16	
	スカル 宮崎市 鹿児島市	15 34	_	25 33	8	21 21	8 15	21 32	13	17 19 32	13	18 32	_ 13
							日の七四月は		10			74	

※平成22年度は東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。 ※※平成22年度から熊本市は、中核市から政令指定都市へ移行。

				食品営業	Ě施設数					監視	状況		
全国		平成19年度 4.022.674	平成20年度 3.970.927	平成21年度 3.933.587	平成22年度※ 3.844.943	平成23年度 3.866.100	平成24年度 3.856.278	平成19年度 3,626,939	平成20年度 3,527,248	平成21年度 3,393,795	平成22年度※ 3,253,081	平成23年度 3.260.849	平成24年度 3.067.064
01北淮		97,453	93,338	91,163	144,140	142,087	140,007	80,993	75,115	65,376	131,348	134,851	130,653
02青森 03岩手	F県	37,737 48,852	37,425 37,924	37,077 37,128	44,577 45,671	45,065 44,638	44,690 44,008	21,800 46,107	21,141 32,545	23,531 29,510		23,945 34,633	25,835 36,356
04宮坂 05秋田		43,798 41,200	42,255 40,524	40,930 40,113	29,545 47,730	69,181 46,912	69,452 45,818	43,428 14,134	40,295 15,130	34,065 15,366	126,926 19,310	153,727 19,232	162,163 20,061
06山形 07福島		42,007 54,715	41,215 53,847	40,852 53,377	40,452 68,051	40,248 72,715	39,905 70,926	18,910 34,984	17,336 33,105	17,021 30,152	17,350 34,705	17,512 29,053	13,755 29,854
08茨坝		102,936	94,494	91,755	88,737 61,847	86,930	86,964	35,635	29,758 19,203	27,555	28,741	27,644 27,626	27,274 29,180
09栃木 10群馬	馬県	49,303 60,189	44,698 59,132	47,568 48,264	55,880	62,249 55,084	62,412 53,876	22,017 29,098	24,903	21,901 21,518		23,309	26,837
11埼王 12千第		132,959 111,659	131,404 103,206	129,196 102,528	160,722 145,827	158,921 145,072	160,361 143,607	66,850 81,938	76,250 78,368	73,590 79,792	118,051 116,835	94,717 118,606	79,467 116,691
13東京 14神奈		505,668 71,358	505,013 72,671	503,972 73,370	497,134 195,051	496,921 195,115	497,987 196,341	751,916 68,891	733,729 68,154	722,615 69,328	664,717 213,751	676,836 207,912	538,915 208,892
15新潟	昌県	51,763	49,658	48,373	67,225	65,033	64,493	34,254	36,898	32,630	50,533	52,473	49,951
16富山 17石川	川県	27,640 24,430	25,713 24,711	25,532 24,536	41,493 38,408	39,140 38,571	33,701 38,328	23,763 14,664	21,954 9,953	23,632 11,128		45,315 23,912	37,553 20,645
18福井 19山季		29,297 29,179	29,362 28,784	29,124 28,983	28,697 28,803	27,380 28,409	28,140 28,315	20,784 18,747	18,960 16,680	18,273 16,397	14,118 13,414	13,518 15,053	14,425 13,874
20長里 21岐阜		81,029 48,910	80,449 48,456	79,574 48,028	90,256 61,180	90,340 60,882	90,174 60,574	35,628 30,169	34,063 30,096	33,820 30,752	40,654 42,148	36,538 39,272	35,099 37,546
22静區	司県	82,934 114,989	81,345	81,190	127,873 228,724	126,794	126,516	79,160 100,653	76,628 96,606	77,315 93,729	99,358	99,148 201,839	106,337 191,706
23愛知	直県	45,548	115,972 45,106	115,357 45,488	45,084	228,132 44,218	227,349 44,778	22,050	19,542	20,190	19,392	18,041	17,003
<u>25滋賀</u> 26京者	邻府	39,543 32,568	39,847 32,746	32,201 30,463	40,389 71,125	40,537 70,610	40,468 70,724	16,134 14,551	19,258 13,372	13,609 13,227	17,912 95,788	18,260 96,457	18,673 87,078
27大阪 28兵庫		108,267 88,746	106,451 78,711	104,281 64,864	265,104 141,208	266,406 140,415	265,900 139,685	132,424 78,209	132,394 67,024	134,504 58,702	295,897 127,624	300,312 106,252	299,586 109,167
29奈良	息県	31,445 19,690	30,993 18,933	30,348 18,516	40,375 28,184	40,795 28,120	41,377 29,312	16,159 10,077	17,026 9,844	17,268 8,480		22,595 10,852	18,794 12,388
31鳥耶	以県	16,901	14,898	14,577	13,985	14,024	14,096	10,170	8,307	9,332	6,915	8,286	7,110
32島相33岡山	山県	27,574 25,736	27,161 25,047	26,724 24,416	26,570 54,739	24,667 55,028	26,178 55,165	10,329 26,671	10,898 23,679	10,150 19,392	34,234	10,858 34,208	10,008 33,462
34広島 35山口	1県	44,239 43,594	42,694 42,956	41,602 43,001	88,819 50,989	89,033 50,718	88,372 50,776	33,072 35,945	30,312 30,288	29,355 30,049	78,030 38,178	80,522 34,143	77,125 33,350
36徳島 37香川	島県	27,525 21,041	27,286 21,093	27,388 20,842	27,069 33,567	26,760 32,700	26,904 32,644	21,602 17,508	14,838 16,356	14,756 17,834	13,603 25,785	15,417 26,128	14,937 23,438
38愛娘	爰県	26,004 20,864	25,551 20,525	25,438 20,447	37,756 32,014	36,729 31,618	36,366 31,516	25,168 5,683	22,977 3,287	24,476 4,232	30,249 7,674	29,982 9,446	29,973 9,808
40福區	司県	74,360	65,153	54,592	151,914	151,293	152,248	34,912	33,670	25,372	133,579	135,673	128,344
41佐賀 42長崎	奇県	31,917 41,770	31,712 41,751	31,805 41,832	31,619 55,614	32,001 53,994	32,099 54,147	13,418 27,488	12,867 29,481	10,923 25,523	9,128 33,787	9,741 34,384	10,738 38,002
43熊本 44大久		46,040 30,973	47,296 30,201	46,124 30,541	61,971 42,097	61,623 41,037	62,107 41,186	26,488 21,572	28,030 20,437	25,083 17,549	35,410 23,217	50,417 19,225	47,369 19,250
45宮崎 46鹿児	奇県	22,906 54,531	22,334 52,374	22,047 52,302	35,687 70,581	35,888 70,736	35,417 70,688	13,587 45,553	13,003 41,840	9,647 42,556	14,790 51,951	15,465 47,497	14,809 42,445
47沖絲	黒 県	58,411	58,686	60,388	60,460	61,331	60,181	15,248	14,713	9,945	13,208	10,017	11,138
	札幌市 仙台市	36,636 30,152	35,676 29,782	35,543 29,753	35,473 29,545	35,337 29,880	35,336 29,726	47,796 117,844	49,494 123,204	51,302 119,546	56,833 126,926	57,880 126,738	54,241 127,905
	さいたま市 千葉市	26,823 26,731	26,812 26,567	26,507 26,402	26,107 26,107	25,680 25,861	25,875 25,954	22,576 24,878	24,213 25,461	25,919 25,692	27,984 25,354	24,874 25,251	22,766 25,400
	横浜市 川崎市	70,568 27,957	71,518 27,397	72,130 27,136	72,139 27,203	72,587 27,243	73,506 27,449	37,287 88,840	36,720 94,477	41,168 90,159	38,190 89,318	39,382 87,140	41,322 87,412
政令	相模原市 新潟市	16,137 21,108	15,939 20,780	16,103 20,982	16,309 20,182	16,256 19,767	16,413 19,739	8,319	8,198 12,530	8,573	9,267 12,950	8,022	9,093 10,088
指	静岡市	25,629	25,620	25,624	25,615	25,451	25,484	14,964 23,012	21,556	11,959 20,027	20,199	12,336 21,539	18,925
都市	浜松市 名古屋市	21,580 81,523	21,480 81,697	21,399 80,930	21,569 78,954	21,490 78,953	21,694 78,961	28,372 117,635	32,192 110,940	27,946 106,353	21,258 103,880	23,447 96,531	23,026 97,740
	京都市 大阪市	42,008 123,567	40,478 122,501	40,012 120,769	39,677 120,533	39,274 121,647	39,060 122,752	88,931 179,117	90,365 153,275	87,994 138,810		84,347 145,868	75,838 155,362
掲	堺市 神戸市	20,812 44,119	19,651 43,660	19,340 42.815	19,316 42,217	19,163 42,285	19,542 42,229	20,437 52,839	20,616 55,300	19,330 52,226	18,019 44,058	15,459 31,843	11,035 42,255
	岡山市	20,584 35,345	20,274 35,255	19,863 34,654	19,772 34,007	19,718 33,750	19,776	9,226 45,760	10,813 44,719	11,100 50,723		10,265 44,464	9,577 41,649
	広島市 北九州市	32,567	32,101	31,169	31,461	31,504	33,161 31,690	31,537	35,183	28,721	26,493	30,762	28,278
	福岡市 熊本市※※	45,340	46,053	46,296	46,789	47,181	47,539 17,057	89,511	78,727	69,406		69,871	68,121 19,129
	旭川市 函館市	8,083 10,161	8,022 9,989	7,886 9,781	8,152 9,698	8,144 9,625	7,861 9,721	2,936 6,643	3,647 6,435	4,117 5,458		2,939 6,125	2,849 6,152
	青森市 盛岡市	8,549 -	8,560 9,728	8,502 9,721	8,669 9,609	8,842 9,550	8,753 9,627	5,166 -	4,448 16,809	5,275 16,244		5,301 7,950	5,533 8,169
	秋田市 郡山市	8,654 11,876	8,775 10,809	8,736 10,261	8,479 9,697	8,334 9,124	8,375 8,741	4,216 7,156	3,568 6,028	4,307 5,567	3,494 5,017	3,359 5,348	3,441
	いわき市	11,007	12,489	12,236	12,303	11,890	11,606	7,942	5,872	6,016	5,800	5,604	5,291
	宇都宮市 前橋市	16,179 -	16,040 -	15,773 10,016	15,154 8,313	14,698 7,986	14,323 7,938	7,104 -	7,066 -	7,038 2,120		7,047 3,115	
	高崎市 川越市	- 8,074	- 8,031	7,998	- 7,949	10,314 7,924	10,408 8,079	6,629	8,638	6,912		3,000 7,072	7,302
	船橋市 柏市	11,681	11,699 8,423	11,510 8,386	11,440 8,316	11,444 8,281	10,793 8,232	5,775 -	6,395 3,210			10,976 3,264	
	行 横須賀市 富山市	10,298 16,720	10,105 16,576	10,078 16,544	7,411 16,313	7,351 16,200	7,376 11,834	5,194 9,899	5,655 9,617	5,704 3,580	6,015	4,963 9,963	5,388 9,962
	金沢市	14,032	14,306	14,303	13,999	14,140	13,980	13,619	14,034	13,506	12,303	12,807	10,233
	長野市 岐阜市	12,295 14,412	12,051 14,360	12,182 14,439	12,034 14,178	11,973 14,166	11,860 14,008	4,441 11,122	4,998 11,187	3,381 9,377	4,223 10,517	3,577 10,315	
中核	豊橋市 豊田市	12,891 12,855	12,964 12,887	13,051 12,852	12,888 12,776	12,978 12,721	13,062 12,691	5,878 3,926	5,243 3,389	5,392 3,484	5,258 4,692	4,653 3,595	4,269 3,607
市	岡崎市 大津市	10,552	10,578	10,484 8,029	10,387 8,024	10,273 7,990	10,202 8,039	2,779	3,088	3,368 3,483	3,507	3,536 3,749	4,140
別	高槻市	7,430 15,489	7,321 15,227	7,328 14,870	7,231 14,346	7,349 14,274	7,369 14,279	2,303	2,350	2,448	2,632	2,903	2,607
	東大阪市豊中市						9,161	8,940	8,515	8,496		8,917	8,748 2,156
	姫路市 西宮市 尼崎市	15,185 -	15,146 8,772	15,018 8,834	13,240 8,798	13,064 8,914	12,965 8,867	16,827 -	16,343 7,190	13,207 7,088	13,155 6,248	12,991 7,201	10,895 6,364
	尼崎市 奈良市	- 10,595	10,408	12,688 10,337	12,819 10,414	12,641 10,537	12,537 10,731	- 4,429	5,030	1,170 3,664	5,476	7,205 4,345	4,303 3,565
	和歌山市	10,180 11,924	10,056 11,415	9,972 11,107	9,872 10,959	9,861 11,267	9,917 11,336	4,026 4,295	3,536 3,417	3,100 2,722	3,569	3,948 2,434	3,722
	福山市	14,586	14,413	14,021	13,705	13,678	13,743	9,709	9,612	10,019	9,677	9,491	9,812
	下関市 高松市	8,160 13,058	8,075 13,190	8,183 13,078	8,150 13,013	8,148 12,940	8,177 13,010	8,427 9,159	9,489 9,230	9,619 8,513		9,105 8,123	7,763 6,285
	松山市 高知市	12,520 12,263	12,384 12,037	12,410 11,977	12,390 12,039	12,378 11,808	12,143 11,805	4,973 4,346	5,196 4,520	5,055 4,260	3,605	3,779 5,129	4,138
	久留米市 長崎市	14,232	8,599 13,903	8,618 13,712	8,646 13,749	8,604 12,445	8,592 12,500	10,452	3,026 10,545	3,847 9,204	4,162	3,177 10,746	2,965
	熊本市※※	15,993	16,265	17,143	16,901	16,954		12,784	13,218	12,695	15,047	27,122	
	大分市 宮崎市	11,128 13,621	11,123 13,417	11,123 16,198	11,133 13,896	11,048 14,125	11,094 14,064	4,458 4,710	3,924 5,372		4,810	2,947 5,235	3,122 5,072
ш	鹿児島市	18,607	18,442	18,558	18,598	18,830 山台市以外の市	19,104	9,254	9,112	9,105		9,244	9,091

※平成22年度は東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

3. 業種別施設数及び監視状況

各年度末日現在

											合 平	度末日現在
			施計	殳数	T	T			監視	状況		
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
総数	4,022,674	3,970,927	3,933,587	3,844,943	3,866,100	3,856,278	3,626,939	3,527,248	3,393,795	3,253,081	3,260,849	3,067,064
許可を要する施設総数	2,611,022	2,581,898	2,562,903	2,501,960	2,513,015	2,502,829	2,316,183	2,247,650	2,171,875	2,086,201	2,095,611	1,948,203
飲食店営業	1,479,218	1,457,371	1,446,479	1,419,489	1,424,504	1,424,792	980,655	942,734	911,586	874,532	885,345	812,506
菓子(パンを含む。)製造業	128,178	132,451	140,133	143,221	148,686	153,184	136,147	134,846	136,304	131,146	126,604	123,274
乳 処 理 業	665	705	637	613	610	605	3,451	3,253	2,784	2,659	2,570	2,692
特別牛乳さく取処理業 乳 製 品 製 造 業	5 1,672	5 1,718	5 1,735	5 1,737	5 1,792	5 1,818	33 5,094	26 4,880	19 4,372	14 4,035	25 4,045	22 4,247
第 報	1,672	1,716	1,735	1,737	1,792	1,010	422	246	226	170	286	253
魚介類販売業	152,308	149,089	147,714	142,939	145,509	146,617	507,449	507,260	502,438	477,535	476,942	446,627
魚介類せり売営業	1,312	1,300	1,294	1,258	1,268	1,243	17,245	16,449	15,715	15,382	13,776	12,324
魚肉ねり製品製造業	3,770	3,681	3,611	3,474	3,515	3,446	7,862	7,147	6,712	6,333	6,006	5,832
食品の冷凍又は冷蔵業	9,018	9,182	9,416	9,352	9,754	9,973	15,061	14,602	14,178	13,383	13,535	13,447
かん詰又はびん詰 食 品 製 造 業	4,196	4,294	4,453	4,563	4,733	4,873	4,424	4,203	4,276	4,147	4,123	4,275
(小計)	1,780,487	1,759,928	1,755,598	1,726,759	1,740,490	1,746,667	1,677,843	1,635,646	1,598,610	1,529,336	1,533,257	1,425,499
喫 茶 店 営 業	291,587	292,889	285,757	270,933	263.925	249,670	114,222	114,244	95,991	93,593	89,681	83,852
突	291,587 994	292,889 963	285,757 961	270,933 945	263,925 951	950	2,242	2,254	2,355	2,133	1,912	1,861
アイスクリーム類製造業	18,653	17,793	17,444	16,626	16,382	16,178	21,265	19,654	18,407	17,382	15,928	16,470
乳類 販売業	282,056	276,516	270,016	258,603	258,802	255,028	188,923	182,915	167,558	161,943	155,914	148,045
食 肉 処 理 業	9,765	9,544	9,579	9,522	9,634	9,669	27,074	24,079	24,679	23,869	28,518	21,109
食 肉 販 売 業	144,981	141,571	140,065	135,973	137,814	139,223	180,786	170,763	168,999	166,464	181,994	162,880
食肉製品製造業	2,112	2,144	2,165	2,161	2,218	2,249	5,896	5,149	4,988	5,206	5,176	4,843
乳酸菌飲料製造業食用油脂製造業	319 654	313	298 704	291 733	296 764	291 775	1,311 837	1,283 778	1,114 808	1,024 816	1,054 815	976 827
食 用 油 脂 製 造 業マーガリン又はショートニング		684										
製 造業	57	54	52	52	51	50	131	135	129	107	103	109
みそ製造業	6,401	6,468	6,597	6,442	6,656	6,632	4,761	4,680	4,552	4,567	4,139	4,468
醤油 製造業ソース類製造業	1,987 2,179	1,955 2,290	1,934 2,372	1,864 2,454	1,868 2,588	1,835 2,663	2,351 2,810	2,222 2,601	2,183 2,692	2,060 2,724	1,909 2,692	2,001 2,733
フー ヘ 規 表 追 来 酒 類 製 造 業	2,179	2,290	2,872	2,434	2,366	2,852	2,401	2,369	2,092	2,724	1,980	1,911
豆腐製造業	11,839	11,184	10,681	9,881	9,548	9,059	14,569	13,490	12,804	11,523	9,985	9,302
納豆製造業	662	642	641	591	600	580	743	737	617	562	496	472
め ん 類 製 造 業	11,754	11,673	11,694	11,579	11,727	11,686	11,527	10,988	10,941	10,183	9,337	9,228
そうざい製造業	31,228	32,220	33,506	34,054	36,081	37,067	41,437	39,891	39,741	39,190	38,833	39,873
添加物製造業	2,070	2,080	2,084	2,074	2,086	2,094	2,169	2,024	2,050	1,892	2,229	1,922
(小計)	822,262	813,910	799,429	767,592	764,854	748,551	625,455	600,256	562,901	547,310	552,695	512,882
清涼飲料水製造業	4,081	3,977	4,045	4,051	4,160	4,248	7,235	6,740	6,481	6,060	6,073	6,378
食品の放射線照射業	10	81	1	1	1	1	2	164	1	1	2	3
(小計)	4,091	4,058	4,046	4,052	4,161	4,249		6,904	6,482	6,061	6,075	
水 雪 製 造 業 水 雪 販 売 業	1,675 2,507	1,618 2,384	1,556 2,274	1,422 2,135	1,421 2,089	1,345 2,017	2,868 2,780	2,834 2,010	1,999 1,883	1,805 1,689	1,932 1,652	1,962 1,479
(小計)	4,182	4,002	3,830	3,557	3,510			4,844	3,882	3,494	3,584	3,441
許可を要しない施設総数	1,411,652	1,389,029	1,370,684	1,342,983	1,353,085	-	1,310,756	1,279,598	1,221,920	1,166,880	1,165,238	
集団給食施設[学校]	17,820	17,381	17,281	16,616	16,498	16,477	20,077	18,330	17,333	16,443	15,020	13,633
集団給食施設[病院・診療所]	11,629	11,567	11,563	11,264	11,266	11,174	9,489	8,900	7,918	7,373	7,241	7,193
集団給食施設[事業場]	7,985	7,716	7,656	7,307	7,105	7,377	5,562	5,457	4,495	3,809	3,545	3,434
集団給食施設[その他]	52,100	53,247	53,968	54,947	57,222	59,933	54,059	52,540	46,999	45,458	42,411	39,093
(小計)	89,534	89,911	90,468	90,134	92,091	94,961	89,187	85,227	76,745	73,083	68,217	63,353
乳 さく 取 業	21,008	17,927	16,848	14,747	15,757	14,883	1,558	651	510	480	386	254
食品製造業	75,294	78,681	82,635	84,368	85,704	91,466	55,901	55,962	52,952	45,301	46,738	59,339
野菜果物販売業	162,491	158,665	153,903	150,652	150,823	150,355	205,852	191,007	185,017	192,724	191,219	198,489
そうざい販売業	170,322	167,413	166,239	162,854	163,446	163,483	220,495	218,231	203,483	188,739	187,822	168,153
菓子(パンを含む。)販売業 食品販売業(上記以外)	284,254 451,135	277,106 436,882	269,695 430,451	263,435 417,550	263,879 419,638	262,769 417,363	182,155 412,051	184,098 404,764	175,651 395,347	166,765 373,023	164,293 380,007	155,407 351,829
添加物製造業(法第11条第												
1 項によらないもの)	445	1,515	443	3,352	3,363	436	714	705	344	1,614	601	304
添加物販売業	80,356	77,377	75,741	72,893	73,216	72,340	62,079	59,716	55,758	51,792	52,962	49,821
氷雪採取業	389	1 215 625	1 105 000	1,126	1,024	152	1 140 917	1 115 144	1 060 066	424	163	157
(小計)	1,245,694	1,215,625	1,195,989	1,170,977	1,176,850	1,173,247	1,140,817	1,115,144	1,069,066	1,020,862	1,024,191	983,753
器具・容器包装・おもちゃの製 造 業 又 は 販 売 業	76,424	83,493	84,227	81,872	84,144	85,241	80,752	79,227	76,109	72,935	72,830	71,755
※平成22年度は東日本大雲	/// - E/487.								1188 -			

※平成22年度は東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

衛生行政報告例(平成19年度~平成24年度)より抜粋

4. 年次別食品関係営業施設に対する処分・告発件数

各年度末日現在

				総		燅]				計	可を	要す	8	随業				許可	を壊し	いない	逐業	
年次			加		尔			早	無			~		∜			扣	米		伽		尔		i
	#	許可 取消	禁止	平 争	中華	廃棄	その他	巨堤難	その他	‡=	許可 取消	禁止	伸止	改善	廃棄	その他	無許可	その他	냳	禁止	停止	廃棄	その街	# 然
54	34,733	4	398	806	308	831	32,284	10	8	26,762	4	185	773	308	279	25,213	10	8	7,971	213	135	552	7,071	0
22	28,098	-	266	852	288	715	25,976	6	7	21,115	-	92	736	288	148	19,850	6	9	6,983	174	116	267	6,126	-
26	24,691	4	238	865	281	652	22,651	14	14	18,299	4	121	743	281	210	16,940	14	13	6,392	117	122	442	5,711	-
22	24,277	-	148	929	217	346	22,636	19	13	18,672	-	101	740	217	150	17,463	19	10	5,605	47	189	196	5,173	က
28	21,634	0	166	1,085	147	284	19,952	19	30	16,823	0	86	806	147	158	15,512	19	21	4,811	89	177	126	4,440	6
29	21,733	0	175	947	753	246	19,612	09	42	16,513	0	92	789	753	106	14,770	09	42	5,220	80	158	140	4,842	0
09	19,389	0	204	963	151	224	17,847	10	13	14,882	0	133	819	151	49	13,712	10	2	4,507	71	144	157	4,135	Ξ
61	17,714	4	183	748	114	195	16,470	10	0	14,015	4	122	633	114	91	13,051	10	0	3,699	19	115	104	3,419	0
62	14,036	က	166	718	114	155	12,880	9	_	10,591	3	105	638	114	79	9,652	9	-	3,445	19	80	16	3,228	0
63	12,542	0	197	564	86	109	11,586	5	3	9,564	0	142	482	86	20	8,804	2	2	2,978	55	82	59	2,782	1
	11,767	0	191	637	78	114	10,747	3	16	8,974	0	119	573	78	54	8,150	3	15	2,793	72	64	09	2,597	-
2	10,274	0	159	631	88	96	9,299	0	12	8,021	0	100	570	88	33	7,229	0	12	2,253	29	61	63	2,070	0
က	10,574	0	161	618	70	80	9,645	ဂ	9	8,189	0	113	552	70	30	7,424	ဗ	9	2,385	48	99	50	2,221	0
4	10,136	0	129	417	54	62	9,474	က	3	7,937	0	74	373	54	45	7,391	က	က	2,199	22	44	17	2,083	0
2	7,539	0	126	376	54	51	6,932	4	3	5,820	0	57	338	54	33	5,338	4	က	1,719	69	38	18	1,594	0
9	6,771	0	170	485	83	89	5,965	0	0	5,399	0	122	447	83	46	4,701	0	0	1,372	48	38	22	1,264	0
7	7,309	0	102	423	7.1	22	6,658	16	_	5,824	0	86	374	71	36	5,257	16	-	1,485	16	49	19	1,401	0
80	10,844	0	132	623	09	41	9,988	0	34	9,132	0	115	269	09	34	8,354	0	34	1,712	17	54	7	1,634	0
6	5,969	0	153	809	114	51	5,043	က	2	4,870	0	113	576	114	25	4,042	က	2	1,099	40	32	26	1,00,1	0
10	5,683	0	160	701	74	09	4,688	-	0	4,768	0	143	099	74	35	3,856	-	0	915	17	41	25	832	0
Ξ	5,041	0	155	727	31	35	4,093	2	2	4,159	0	124	899	31	22	3,314	2	2	882	31	29	13	179	0
12	6,313	0	163	630	31	47	5,442	0	3	5,299	0	136	591	31	35	4,506	0	က	1,014	27	39	12	936	0
13	5,833	0	154	544	100	51	4,984	က	0	4,937	0	136	512	100	30	4,159	က	0	968	18	32	21	825	0
14	6,211	0	191	564	26	26	5,374	0	3	5,164	0	159	534	26	33	4,412	0	3	1,047	32	30	23	962	0
15	5,297	9	139	272	13	29	4,553	1	-	4,332	9	111	491	13	14	3,670	-	0	962	28	36	18	883	-
16	5,495	0	162	588	17	89	4,660	0	0	4,260	0	148	547	17	37	3,511	2	0	1,235	41	41	31	1,149	0
17	5,117	0	153	613	94	09	4,197	-	0	4,029	0	141	583	94	26	3,185	-	0	1,088	12	30	34	1,012	0
18	4,453	0	167	725	19	64	3,478	2	0	3,535	0	153	692	19	22	2,649	2	0	918	14	33	42	829	0
19	4,997	0	184	685	49	43	4,036	0	3	3,978	0	172	653	49	20	3,084	0	က	1,019	12	32	23	952	0
20	6,400	0	190	624	56	52	5,478	-	-	5,464	0	177	601	26	22	4,608	-	-	936	13	23	30	870	0
21	4,348	0	239	733	67	53	3,256	4	_	3,587	0	179	719	67	25	2,597	4	-	761	09	14	28	629	0
22	3,796	0	147	586	54	36	2,973	-	2	3,046	0	135	266	54	19	2,272	-	2	750	12	20	17	701	0
23	5,169	0	184	902	22	40	4,184	-	-	4,416	0	165	689	22	19	3,488	-	-	753	19	17	21	969	0
24	3,958	0	145	603	49	39	3,122	2	_	3,181	0	136	583	49	19	2,394	2	-	777	6	20	20	728	0
	※平成22年度は東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。	年度は東	百二十二	喪災の影響	響により、	宮城県の	うちを仙台	市以外のア	市町村、	福島県の	相双保健	福祉事務	所管轄内	の市町村	が含まれ	いていない。						衛生行	衛生行政報告例より抜粋	より抜粋

※平成22年度は東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。 ※平成8年以前においては、各年1月から12月までの実績値、平成9年度以降については各年4月から翌年3月までの実績値。

100

5. 年次別食中毒発生状況

					(昭和61年~平月	灭25年(速報値))
年次	事件数	患者数	死者数	1事件当たりの 患者数	罹患率 (人口10万対)	死亡率 (人口10万対)
昭和61年	899	35556	7	39.6	29.2	0
62	840	25368	5	30.2	20.7	0
63	724	41,439	8	57.2	33.7	0.0
平成元年	927	36,479	10	39.4	29.6	0.0
2	926	37,561	5	40.6	30.4	0.0
3	782	39,745	6	50.8	32.0	0.0
4	557	29,790	6	53.5	23.9	0.0
5	550	25,702	10	46.7	20.6	0.0
6	830	35,735	2	43.1	28.6	0.0
7	699	26,325	5	37.7	21.2	0.0
8	1,217	46,327	15	38.1	36.8	0.0
	1,960	39,989	8			
9	* 836 (42.7%)	836 (2.1%)	6	20.4	31.7	0.0
	3,010	46,179	9			
10	* 1,612 (53.6%)	1,612 (3.5%)	1	15.3	36.5	0.0
	2.697	35.214	7			
11	* 1,416 (52.5%)	1,416 (4.0%)	3	13.1	27.8	0.0
	2,247	43,307	4			
12	* 1,007 (44.8%)	1,007 (2.3%)	0	19.3	34.2	0.0
	1,928	25,862	4			
13	* 882 (45.7%)	882 (3.4%)	1	13.4	20.3	0.0
	1,850	27,629	18			
14	* 861 (46.5%)	861 (3.1%)	4	14.9	21.7	0.0
	1,585	29,355	6			
15	* 627 (39.6%)	627 (2.1%)	2	18.5	23.0	0.0
	1,666	28,175	5			
16	* 678 (40.7%)	678 (2.4%)	2	16.9	22.1	0.0
	1,545	27,019	7			
17	* 587 (38.0%)	587 (2.2%)	2	17.5	21.1	0.0
			6			
18	1,491 * 359 (24.1%)	39,026 359 (0.9%)	5	26.2	30.5	0.0
		· · ·	7			
19	1,289	33,477		26.0	26.2	0.0
	*294(22.8%)	*294(0.9%)	4			
20	1,369	24,303	4	17.8	19.0	0.0
	*314(22.9%)	*314(1.3%)	3			
21	1,048	20,249	0	19.3	15.9	0.0
	*196(18.7%)	*196(1.0%)	0			
22	1,254	25,972	0	20.7	20.3	0.0
	*214(17.1%)	*214(0.8%)	0			
23	1,062	21,616	11	20.4	16.9	0.0
	*161 (15.2%)	*161 (0.7%)	0 (0.0%)			
24	1,100	26,699	11	24.3	20.9	0.0
	*176 (16.0%)	*176 (0.7%)	0 (0.0%)			
25(速報)	930	20,796	1 (2.22)	22.4	16.3	0.0
	*175(18.8%)	*175(0.8%)	1 (0.0%)			

^{*} 患者数1人の事例。()内は全体に対する患者数1人の事例の割合

6. 年次別原因施設別食中毒発生状況

	年	次	9:	年	10	年	11	年	12	2年	13	3年	14	l年	15	5年	16	6年	17	7年
施設別			事件 数	構成 割合(%)																
総	数		1,960	100	3,010	100	2,631	100	2,247	100	1,928	100	1,850	100	1,585	100	1,666	100	1,545	100
家		庭	426	21.7	580	19.3	384	14.6	311	13.8	206	10.7	183	9.9	144	9.1	212	12.7	134	8.7
事	業	場	62	3.2	80	2.7	64	2.4	62	2.8	45	2.3	54	2.9	56	3.5	64	3.8	50	3.2
学		校	33	1.7	26	0.9	21	0.8	30	1.3	28	1.5	27	1.5	33	2.1	19	1.1	32	2.1
病		院	21	1.1	11	0.4	22	0.8	17	0.8	14	0.7	17	0.9	9	0.6	11	0.7	11	0.7
旅		館	146	7.4	169	5.6	113	4.3	105	4.7	109	5.7	97	5.2	88	5.6	108	6.5	83	5.4
飲	食	店	413	21.1	502	16.7	439	16.7	497	22.1	468	24.3	468	25.3	485	30.6	462	27.7	534	34.6
販	売	店	7	0.4	28	0.9	24	0.9	12	0.5	5	0.3	7	0.4	6	0.4	14	0.8	12	0.8
製	造	所	12	0.6	25	0.8	17	0.6	18	0.8	23	1.2	11	0.6	14	0.9	14	0.8	7	0.5
仕	出し	屋	81	4.1	101	3.4	95	3.6	57	2.5	59	3.1	50	2.7	49	3.1	48	2.9	56	3.6
行		商	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
採	取 場	所	1	0.1	4	0.1	2	0.1	2	0.1	8	0.4	4	0.2	1	0.1	2	0.1	0	0.0
そ	の	他	33	1.7	26	0.9	30	1.1	35	1.6	24	1.2	22	1.2	19	1.2	20	1.2	22	1.4
不		明	725	37.0	1,458	48.4	1,420	54.0	1,101	49.0	939	48.7	910	49.2	681	43.0	692	41.5	604	39.1

	年	次	18	3年	19	9年	20)年	21	年	22	2年	23	3年	24	l年	25年	(速報)
施設別			事件数	構成 割合(%)	事件数	構成 割合(%)												
総	数		1,491	100	1,289	100	1,369	100	1,048	100	1,254	100	1,062	100	1,100	100	930	100
家		庭	159	10.7	128	9.9	151	11.0	95	9.1	155	12.4	88	8.3	117	10.6	71	7.6
事	業	場	47	3.2	39	3.0	48	3.5	43	4.1	37	3.0	35	3.3	45	4.1	43	4.6
学		校	30	2.0	20	1.6	21	1.5	15	1.4	22	1.8	15	1.4	19	1.7	18	1.9
病		院	15	1.0	9	0.7	2	0.1	8	0.8	6	0.5	2	0.2	3	0.3	5	0.5
旅		館	144	9.7	103	8.0	78	5.7	84	8.0	78	6.2	57	5.4	66	6.0	47	5.1
飲	食	店	612	41.0	582	45.2	634	46.3	562	53.6	662	52.8	640	60.3	614	55.8	548	58.9
販	売	店	10	0.7	14	1.1	12	0.9	10	1.0	16	1.3	16	1.5	16	1.5	29	3.1
製	造	所	10	0.7	18	1.4	12	0.9	9	0.9	9	0.7	6	0.6	13	1.2	10	1.1
仕	出し	屋	79	5.3	69	5.4	62	4.5	25	2.4	54	4.3	45	4.2	45	4.1	37	4.0
行		商	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
採	取 場	所	0	0.0	1	0.1	4	0.3	0	0.0	4	0.3	0	0.0	1	0.1	1	0.1
そ	の	他	27	1.8	20	1.6	17	1.2	13	1.2	22	1.8	16	1.5	20	1.8	15	1.6
不		明	358	24.0	286	22.2	328	24.0	184	17.6	189	15.1	142	13.4	141	12.8	106	11.4

7. 年次別原因食品別食中毒発生状況

7. 干久州派		年》		年元.)年	11	年	12	2年	13	3年	14	年	15	5年	16	6年	17	'年
食品別			事件数	構成 割合(%)	事件数	構成 割合(%)	事件数	構成 割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成 割合(%)	事件数	構成 割合(%)	事件数	構成 割合(%)
総数			1,960	100	3,010	100	2,631	100	2,247	100	1,928	100	1,850	100	1,585	100	1,666	100	1,545	100
魚介類	総	ž	174	8.9	251	8.3	212	8.1	189	8.4	189	9.8	174	9.4	139	8.8	147	8.8	114	7.4
	貝	ž	52	2.7	88	2.9	84	3.2	108	4.8	113	5.9	92	5.0	73	4.6	69	4.1	48	3.1
	フ	4	<i>i</i> 28	1.4	27	0.9	19	0.7	29	1.3	31	1.6	37	2.0	38	2.4	44	2.6	40	2.6
	そ	o f	94	4.8	136	4.5	109	4.1	52	2.3	45	2.3	45	2.4	28	1.8	34	2.0	26	1.7
魚介類加工品	総	ğ	ઇ 9	0.5	10	0.3	21	0.8	15	0.7	11	0.6	10	0.5	7	0.4	9	0.5	15	1.0
	魚肉	ねり製品	h 0	0.0	1	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0	1	0.1	0	0.0	1	0.1	0	0.0
	そ	o f	<u>b</u> 9	0.5	9	0.3	20	0.8	14	0.6	11	0.6	9	0.5	7	0.4	8	0.5	15	1.0
肉類及びその加工品			30	1.5	32	1.1	36	1.4	45	2.0	56	2.9	55	3.0	70	4.4	52	3.1	95	6.1
卵類及びその加工品			37	1.9	46	1.5	37	1.4	42	1.9	35	1.8	22	1.2	22	1.4	13	0.8	14	0.9
乳類及びその加工品			2	0.1	4	0.1	4	0.2	4	0.2	3	0.2	0	0.0	3	0.2	1	0.1	1	0.1
穀類及びその加工品			18	0.9	32	1.1	18	0.7	25	1.1	23	1.2	27	1.5	18	1.1	28	1.7	17	1.1
野菜類及びその加工品	総	ğ	t 78	4.0	128	4.3	93	3.5	90	4.0	58	3.0	87	4.7	69	4.4	100	6.0	63	4.1
	豆	ŧ	1	0.1	0	0.0	1	0.0	4	0.2	0	0.0	3	0.2	1	0.1	0	0.0	0	0.0
	き σ	りこり	4 6	2.3	102	3.4	71	2.7	64	2.8	36	1.9	60	3.2	50	3.2	81	4.9	44	2.8
	そ	の f	31	1.6	26	0.9	21	0.8	22	1.0	22	1.1	24	1.3	18	1.1	19	1.1	19	1.2
菓 子 類			16	0.8	21	0.7	14	0.5	19	0.8	14	0.7	11	0.6	19	1.2	13	0.8	8	0.5
複合 調 理 食 品			101	5.2	147	4.9	103	3.9	86	3.8	82	4.3	85	4.6	73	4.6	90	5.4	83	5.4
そ の 他			338	17.2	435	14.5	452	17.2	464	20.6	363	18.8	388	21.0	408	25.7	422	25.3	464	30.0
不 明			1,157	59.0	1,904	63.3	1,641	62.4	1,268	56.4	1,094	56.7	991	53.6	757	47.8	791	47.5	671	43.4

		年次	18	3年	19	9年	20)年	21	年	22	2年	23	3年	24	1年	25年	(读報)
食品別		70	事件数	構成 割合(%)	事件数	構成 割合(%)	事件数	構成 割合(%)	事件	構成 割合(%)	事件	構成 割合(%)	事件数	構成 割合(%)	事件数	構成 割合(%)	事件数	構成割合(%)
総数			1,491	100	1,289	100	1,369	100	1,048	100	1254	100	1,062	100	1,100	100	930	100
魚介類	総	数	80	5.4	68	5.3	106	7.7	94	9.0	128	10.2	137	12.9	150	13.6	134	14.4
	貝	類	28	1.9	12	0.9	35	2.6	41	3.9	63	5.0	50	4.7	49	4.5	30	3.2
	フ	<i>j</i>	26	1.7	29	2.2	40	2.9	24	2.3	27	2.2	17	1.6	14	1.3	16	1.7
	そ	の他	26	1.7	27	2.1	31	2.3	29	2.8	38	3.0	70	6.6	87	7.9	88	9.5
魚介類加工品	総	数	8	0.5	22	1.7	15	1.1	9	0.9	8	0.6	7	0.7	14	1.3	11	1.2
	魚日	肉ねり製品	0	0.0	0	0.0	2	0.1	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	そ	の他	8	0.5	22	1.7	13	0.9	8	0.8	8	0.6	7	0.7	14	1.3	11	1.2
肉類及びその加工品			71	4.8	83	6.4	96	7.0	91	8.7	80	6.4	76	7.2	51	4.6	47	5.1
卵類及びその加工品			7	0.5	8	0.6	10	0.7	10	1.0	7	0.6	5	0.5	6	0.5	2	0.2
乳類及びその加工品			1	0.1	1	0.1	0	0.0	0	0.0	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0
穀類及びその加工品			26	1.7	22	1.7	23	1.7	12	1.1	13	1.0	13	1.2	16	1.5	10	1.1
野菜類及びその加工品	総	数	97	6.5	78	6.1	87	6.4	54	5.2	104	8.3	49	4.6	71	6.5	53	5.7
	豆	類	33	2.2	1	0.1	1	0.1	2	0.2	0	0.0	1	0.1	1	0.1	0	0.0
	ŧ	のこ類	44	3.0	60	4.7	64	4.7	40	3.8	91	7.3	37	3.5	57	5.2	36	3.9
	そ	の他	20	1.3	17	1.3	22	1.6	12	1.1	13	1.0	11	1.0	13	1.2	17	1.8
菓 子 類		•	11	0.7	12	0.9	9	0.7	7	0.7	9	0.7	5	0.5	9	0.8	9	1.0
複合 調 理 食 品			141	9.5	95	7.4	103	7.5	59	5.6	79	6.3	73	6.9	74	6.7	55	5.9
そ の 他		•	582	39.0	547	42.4	531	38.8	469	44.8	560	44.7	486	45.8	520	47.3	470	50.5
不 明			467	31.3	353	27.4	389	28.4	243	23.2	265	21.1	211	19.9	189	17.2	139	14.9

8. 年次別病因物質別食中毒発生状況

年次	9:	年	10)年	11	年	12	2年	13	3年	14	年	15	5年	16	年	17	'年
A 5 54	事件	構成																
食品別	数	割合(%)		割合(%)	数	割合(%)		割合(%)	数	割合(%)		割合(%)	数	割合(%)	数	割合(%)	数	割合(%)
総数	1,960	100	3,010	100	2,631	100	2,247	100	1,928	100	1,850	100	1,585	100	1,666	100	1,545	100
細菌(総数)	1,630	83.2	2,620	87.0	2,299	87.4	1,783	79.4	1,469	76.2	1,377	74.4	1,110	70.0	1,152	69.1	1,065	68.9
サルモネラ	521	26.6	757	25.1	805	30.6	518	23.1	361	18.7	465	25.1	350	22.1	225	13.5	144	9.3
ブドウ球菌	51	2.6	85	2.8	67	2.5	87	3.9	92	4.8	72	3.9	59	3.7	55	3.3	63	4.1
ボツリヌス菌	2	0.1	1	0.0	3	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
腸炎ビブリオ	568	29.0	839	27.9	641	24.4	422	18.8	307	15.9	229	12.4	108	6.8	205	12.3	113	7.3
病原大腸菌	176	9.0	285	9.5	244	9.3	219	9.7	223	11.6	97	5.2	47	3.0	45	2.7	49	3.2
腸管出血性大腸菌	0	0.0	16	0.5	7	0.3	16	0.7	24	1.2	13	0.7	12	0.8	18	1.1	24	1.6
その他の病原大腸菌	0	0.0	269	8.9	237	9.0	203	9.0	199	10.3	84	4.5	35	2.2	27	1.6	25	1.6
ウエルシュ菌	23	1.2	39	1.3	21	8.0	32	1.4	22	1.1	37	2.0	34	2.1	28	1.7	27	1.7
セレウス菌	10	0.5	20	0.7	- 11	0.4	10	0.4	9	0.5	7	0.4	12	0.8	25	1.5	16	1.0
エルシニア・エンテロコリチカ	3	0.2	1	0.0	3	0.1	- 1	0.0	4	0.2	8	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0
カンピ゜ロハ゛クター・シ゛ェシ゛ュニ/コリ	257	13.1	553	18.4	484	18.4	469	20.9	428	22.2	447	24.2	491	31.0	558	33.5	645	41.7
ナグビブリオ	3	0.2	1	0.0	3	0.1	5	0.2	1	0.1	2	0.1	2	0.1	0	0.0	0	0.0
コレラ菌	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0	1	0.1	2	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0
赤痢菌	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0	3	0.2	2	0.1	1	0.1	1	0.1	0	0.0
チフス菌	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
パラチフスA菌	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他細菌	16	8.0	39	1.3	17	0.6	18	0.8	18	0.9	9	0.5	6	0.4	9	0.5	8	0.5
ウイルス (総 数)	0	0	123	4.1	107	4.1	247	11.0	270	14.0	269	14.5	282	17.8	277	16.6	275	17.7
ノロウイルス	0	0.0	123	4.1	107	4.1	245	10.9	269	14.0	268	14.5	278	17.5	277	16.6	274	17.7
その他のウイルス	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.1	1	0.1	1	0.1	4	0.3	0	0.0	1	0.0
寄生虫 (総 数)	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-
クドア※	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	_	-	-
サルコシスティス※	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	_
アニサキス※	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	_
その他の寄生虫※	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	_	-	-	-	-	-	_
化 学 物 質	5	0.3	14	0.5	7	0.3	7	0.3	8	0.4	9	0.5	8	0.5	12	0.7	14	0.9
自然毒(総数)	88	4.5	147	4.9	118	4.5	113	5.0	89	4.6	123	6.6	112	7.1	151	9.1	106	6.9
植物性自然毒	56	2.9	114	3.8	83	3.2	76	3.4	49	2.5	79	4.3	66	4.2	99	5.9	58	3.8
動物性自然毒	32	1.6	33	1.1	35	1.3	37	1.6	40	2.1	44	2.4	46	2.9	52	3.1	48	3.1
そ の 他	0	0.0	1	0.0	2	0.1	5	0.2	1	0.1	2	0.1	1	0.1	5	0.3	8	0.5
不 明	237	12.1	105	3.5	98	3.7	92	4.1	91	4.7	70	3.8	72	4.5	69	4.1	77	5.0

[※]平成25年から食中毒事件票に病因物質種別として追加

	年次	18			9年	20	_		年	22	2年	23		24	4年		(速報)
ا هـ	品別	事件数	構成 割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成 割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)	事件数	構成割合(%)
総	数	1.491	刮百(%)	1.289	100	1.369	100	1.048	100	1254		1.062	100	1.100		930	
細	東(総数)	774	51.9	732	56.8	778	56.8	536	51.1	580		543	51.1	419		360	
ηш	サルモネラ	124	8.3	126	9.8	99	7.2	67	6.4	73	5.8	67	6.3	419		34	
	ブドウ球菌	61	4.1	70	5.4	58	4.2	41	3.9	33	2.6	37	3.5	44		29	
	ボツリヌス菌	1	0.1	1	0.1	0	0.0	0	0.0	1	0.1	0	0.0	1		0	
	腸炎ビブリオ	71	4.8	42	3.3	17	1.2	14	1.3	36	2.9	9	0.8	9		9	0.0
	病原大腸菌	43	2.9	36	2.8	29	2.1	36		35	2.8	49	4.6	21		23	
	腸管出血性大腸菌	24	1.6	25	1.9	17	1.2	26		27	2.2	25	2.3	16		13	
	その他の病原大腸菌	19	1.3	11	0.9	12	0.9	10		8	0.6	24	2.3	5		10	
	ウエルシュ菌	35	2.3	27	2.1	34	2.5	20	1.9	24	1.9	24	2.3	26	2.4	19	2.0
	セレウス菌	18	1.2	8	0.6	21	1.5	13		15		10	0.9	2		8	
	エルシニア・エンテロコリチカ	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	3	0.3	1	0.1
	カンピロハ・クター・ジェジュニ/コリ	416	27.9	416	32.3	509	37.2	345	32.9	361	28.8	336	31.6	266	24.2	226	24.3
	ナグビブリオ	0	0.0	1	0.1	1	0.1	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.1	3	0.3
	コレラ菌	0	0.0	0	0.0	3	0.2	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	赤痢菌	1	0.1	0	0.0	3	0.2	0	0.0	1	0.1	7	0.7	0	0.0	0	0.0
	チフス菌	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	パラチフスA菌	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	その他細菌	4	0.3	5	0.4	4	0.3	0	0.0	1	0.1	4	0.4	6	0.5	8	0.9
ウ	イルス(総 数)	504	33.8	348	27.0	304	22.2	290	27.7	403	32.1	302	28.4	432		351	37.7
	ノロウイルス	499	33.5	344	26.7	303	22.1	288	27.5	399	31.8	296	27.9	416	37.8	328	35.3
	その他のウイルス	5	0.3	4	0.3	1	0.1	2	0.2	4	0.3	6	0.6	16	1.5	23	
寄	生虫 (総 数)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	110	
	クドア※	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	21	2.3
	サルコシスティス※	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	0.1
	アニサキス※	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_	88	
71.	その他の寄生虫※	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	_		0	
化	学物質	15	1.0	10	0.8	27	2.0	13	1.2	9		12	0.6	15		10	
自	然毒(総数)	138	9.3	113	8.8	152	11.1	92		139		69	1.1	97		71	
	植物性自然毒	103	6.9	74	5.7	91	6.6	53	5.1	105		47	6.5	70		50	
7.	動物性自然毒	35	2.3	39	3.0	61	4.5	39	3.7	34	2.7	22	4.4	27		21	
そ	の他	7	0.5	8	0.6	17	1.2	17	1.6	28		68	2.1	107	9.7	0	
不	明明の存在から会中表表が	53	3.6	78	6.1	91	6.6	100	9.5	95	7.6	68	6.4	30	2.7	28	3.0

[※]平成25年から食中毒事件票に病因物質種別として追加

食安監発 0 8 2 6 第 1 号 平成 2 1 年 8 月 2 6 日

都 道 府 県、 各 保健所設置市 特 別 区~

衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部

監視安全課長

消費者庁及び消費者委員会の発足に伴う食中毒患者等 の発生等に関する情報の報告について(依頼)

平成21年9月1日より消費者庁及び消費者委員会が発足し、消費者被害に関する情報の集約・一元化のため、新たに制定された消費者安全法(平成21年法律第50号。以下「消安法」という。)に基づき、消費者事故等を内閣総理大臣に通知することとされています。本制度の導入に伴い、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第58条第3項及び第5項の規定に基づき厚生労働大臣に報告する食中毒事案や法に違反する食品等に関する情報等の一部が、消安法第12条第1項及び第2項の規定に基づく内閣総理大臣への通知の対象となります。

ついては、都道府県等における本制度への対応を下記のとおり整理いたしましたので、ご了知の上、ご対応方お願いします。(別紙参照)

なお、記の1及び2の(2)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第24 5条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 法に違反する食品等に関する事案について

法第6条~第11条、第16条~第18条、第25条、第26条及び第62条 に違反する食品等に関する事案であって、法第63条の規定に基づき、違反者の 名称等を公表する事案(法58条第3項及び第5項に基づき厚生労働大臣へ報告 する事案を除く。)については、消安法第12条第1項又は第2項の規定に基づき、 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長(以下「都道府県知 事等」という。)から内閣総理大臣に通知することとする。

その際、当該事案については、法及び消安法において厚生労働大臣への報告義

務はないが、内閣総理大臣に通知するのにあわせて、厚生労働大臣に対しても報告するようお願いする。

- 2 法における食中毒事案について
 - (1) 法第58条第3項及び第5項に基づき厚生労働大臣に報告しなければならない食中毒事案については、都道府県知事等は従前通り、厚生労働大臣に対してのみ報告することとなり、消安法第12条第3項第1号ロの規定により、内閣総理大臣への通知義務は負わない。なお、当該事案のうち消安法第12条第1項又は第2項の規定に基づき内閣総理大臣への通知が必要となるものについては、厚生労働大臣から通知することとなる。
 - (2) 法第58条第5項の規定に基づき、厚生労働大臣に報告しなければならない事案であって、違反者の名称等を公表する事案については、厚生労働大臣から内閣総理大臣に通知するため、法第58条第5項の規定に基づく厚生労働大臣への報告前であっても当該事案の公表に際しては、引き続き「大規模食中毒対策等について」(平成9年3月24日付け衛食第85号)別添食中毒調査マニュアルVIIIに基づき、速やかに厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課食中毒被害情報管理室へ連絡すること。

○ 消費者庁及び消費者委員会設置後における都道府県等からの報告先

$\stackrel{\smile}{-}$	11117			71. (1 to 1 t
		報告事案	報告先	根拠条項等
	1	法第6条~第11条、第	内閣総理大臣	消安法第12条第2項
		16条~第18条、第2	(厚生労働大臣)	なお、当該事案は、法及び
		5条、第26条及び第6		消安法において、厚生労働
		2条に違反する食品等に		大臣に対し、報告する義務
		関する事案であって、法		はないが、別途、消安法第
		第63条の規定に基づき、	_	12条第2項の規定に基づ
		違反者の名称等を公表す		き、内閣総理大臣に通知す
		る事案(2及び3を除く)		るのにあわせて、厚生労働
				大臣に対しても報告された
				<u>V</u> ,
	2	法第58条第3項の規定	厚生労働大臣	法第58条第3項
		に基づき、直ちに厚生労		
		働大臣に報告しなければ		
		ならない事案		
	3	法第58条第5項の規定	厚生労働大臣	法第58条第5項
		に基づき、厚生労働大臣		
		に報告しなければならな		
		い事案		

- (注1)消費者庁及び消費者委員会設置後の新たな報告先を追加。(下線部)
- (注2) 国内に流通する食品等のうち、検疫所におけるモニタリング検査等において、法に違反する食品等を発見した事案については、消安法第12条第2項及び第3項第2号の規定に基づき、厚生労働大臣から内閣総理大臣に対し、当該情報を通知することとする。
- (注3) 法第58条第3項の規定に基づき食中毒患者等を報告する事案については、 厚生労働大臣から内閣総理大臣に通知することとする。
- (注4) 法第58条第5項の規定に基づき食中毒患者等を報告する事案であって、 違反者の名称等を公表する事案については、厚生労働大臣から内閣総理大臣に通 知することとする。そのため、法第58条第5項の規定に基づく厚生労働大臣へ の報告前であっても当該事案の公表に際しては、引き続き速やかに厚生労働省医 薬食品局食品安全部監視安全課食中毒被害情報管理室へ連絡すること。

【参照条文】

- 消費者安全法(平成21年法律第50号)(抄)
- 第12条 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。
- 2 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等(重 大事故等を除く。)が発生した旨の情報を得た場合であって、当該消費者事故等の態様、当該 消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、 当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者 事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めると ころにより、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要その他内閣府令で 定める事項を通知するものとする。
- 3 前二項の規定は、その通知をすべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
 - 一次のイから二までに掲げる者であって、それぞれイから二までに定める者に対し、他の 法律の規定により、当該消費者事故等の発生について通知し、又は報告しなければならな いこととされているもの

イ (略)

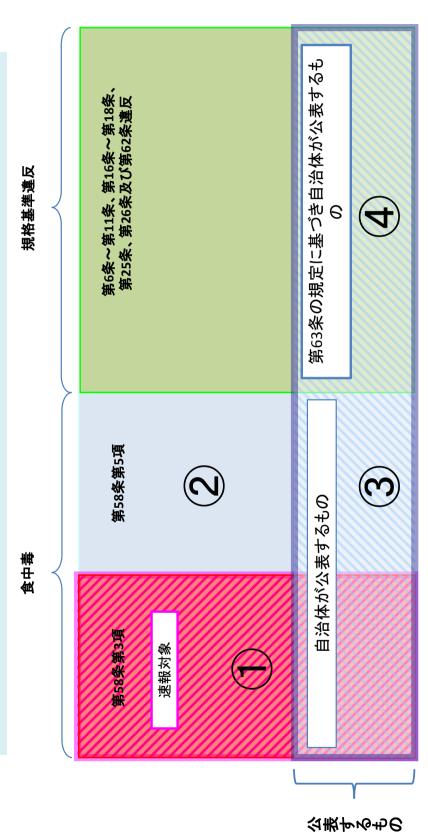
ロ 都道府県知事 行政機関の長

ハ~ニ (略)

- 二 前二項の規定により内閣総理大臣に対し消費者事故等の発生に係る通知をしなければならないこととされている他の者から当該消費者事故等の発生に関する情報を得た者(前号に該当する者を除く。)
- 三 (略)
- 食品衛生法(昭和22年法律第233号)(抄)
- 第58条 食品、添加物、器具若しくは容器包装に起因して中毒した患者若しくはその疑いの ある者(以下「食中毒患者等」という。)を診断し、又はその死体を検案した医師は、直ちに 最寄りの保健所長にその旨を届け出なければならない。
- 2 (略)
- 3 都道府県知事等は、前項の規定により保健所長より報告を受けた場合であつて、食中毒患者等が厚生労働省令で定める数以上発生し、又は発生するおそれがあると認めるときその他厚生労働省令で定めるときは、直ちに、厚生労働大臣に報告しなければならない。
- 4 (略)

5 都道府県知事等は、前項の規定による報告を受けたときは、政令で定めるところによ 厚生労働大臣に報告しなければならない。	こり、

食品衛生法における消費者事故等の消費者庁への通知



- ③ 都道府県等→厚生労働省(→消費者庁)
 - ·報告対象事案

① 都道府県等>厚生労働省(>消費者庁)

② 都道府県等>厚生労働省

·報告対象事案

•速報対象事案

- ・速報対象ではないが、都道府県等に

おいて公表するもの。 ④ 都道府県等→消費者庁 法の規格基準に違反し、都道府県等において公表する

健感発第 0426 第 2 号 食安監発 0426 第 4 号 平成 22 年 4 月 26 日

都 道 府 県 保健所設置市 特 別 区

衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

医薬食品局食品安全部監視安全課長

A 型肝炎発生届受理時の検体の確保等について

日頃より感染症の発生動向調査等へのご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

A 型肝炎については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)第 12 条第 1 項の規定による届出数の増加傾向について、既に本年 4 月 14 日及び 4 月 15 日に、貴部(局)へ情報提供を行ってきたところです。A 型肝炎の発生報告数は、平成19 年以降、年間 150 例前後で推移してきましたが、今年は、第 10 週以降、届出患者数が例年に比して増加しており、第 14 週までに、すでに 111 例の届出がありました。

A 型肝炎については、糞便中にウイルスが排出され、患者との接触や水、食品等を介して経口的に感染することから、感染症法及び食品衛生法(昭和22年法律第233号。)の双方の観点から必要な対応を行うようお願いしているところですが、感染後の潜伏期間が長く、その感染経路も多岐に渡ることから、聞き取りによる感染源の遡り調査が、非常に困難な場合が見受けられます。

このような状況において、感染源の共通性を見出すためには、患者の糞便から分離されるウイルス株の分子疫学的手法を用いた解析を行い、集団発生の動向を確認することが極めて重要となります。

つきましては、感染症及び食中毒の調査における原因究明及び発生予防の観点から、A型肝炎の発生届を受理した場合には、ウイルス株の分子疫学的手法による解析が実施できるよう、患者の糞便検体の確保に努めていただきますようお願い致します。また、引き続き、感染症対策主管部(局)及び食品衛生主管部(局)の間で連携を図りつつ、感染症法第15条に基づく積極的疫学調査を速やかに実施して頂くことにつきましても、特段のご配慮をお願いします。

なお、分子疫学的手法による検査方法に関する照会(PCR プライマー及び陽性コントロールの供与についての相談を含みます)は、以下の連絡先にお願いいたします。

国立感染症研究所ウイルス第二部第五室長 石井孝司 電話番号 042-561-0771 電子メールアドレス kishii@nih.go.jp

事 務 連 絡 平成 22 年 11 月 10 日

都 道 府 県 各 保健所設置市 特 別 区

衛生主管部(局)御中

厚 生 労 働 省 健 康 局 結 核 感 染 症 課 医薬食品局食品安全部監視安全課

細菌性赤痢菌患者の広域散発発生について

日頃より感染症及び食中毒に係る調査等へのご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律 第 114 号)第 12 条第 1 項の規定による細菌性赤痢患者の届出数が、本年第 39 週から 第 42 週にかけて増加しているとともに、食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)第 58 条第 3 項の規定に基づく細菌性赤痢による食中毒患者等の報告が 1 事例ありました。

第39週から第42週に発生した細菌性赤痢患者から分離された菌株の分子疫学的手法を用いた解析を行ったところ、別添のとおり、複数の菌株において同様の解析結果が得られており、同一の汚染源によると疑われる広域・散発的な細菌性赤痢患者が発生しているものと考えられます。

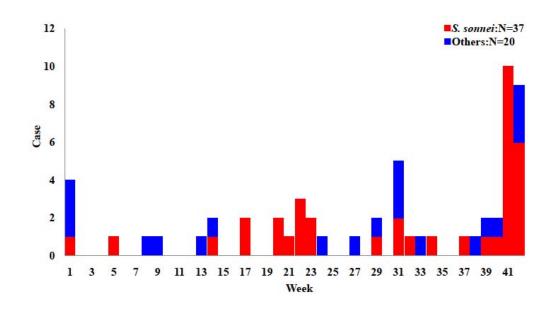
つきましては、感染症及び食中毒に係る調査等にあたっては、原因究明及び今後の 発生予防の観点から、従来どおり下記の対応をお願い致します。

記

- 1.細菌性赤痢患者の初動調査にあたっては、感染症担当部局と食品衛生部局との間で連携して対応に当たるとともに、可能な限り詳細な喫食調査及び食材の遡り調査等を実施すること。
- 2. 広域・散発的発生との関連性の有無を確認するため、患者から分離された菌株については、「赤痢菌等の菌株の送付について」(平成 20 年 10 月 9 日付け健感発第 1009001 号・食安監発第 1009002 号)に基づき、速やかに国立感染症研究所に送付すること。

(別添)

第1-42週までの国内感染例 菌種別発生状況:N=57



第 39 週から第 42 週までに届出のあった国内感染者症例 (S.sonnei: N=18)

診断週	都道府県	診断した者の類型	性別	年齢	発病年月日	PFGE*	MLVA*
39	茨城県	患者	女	36	9月24日		SsV10-037
40	佐賀県	患者	男	6	10月5日	Α	SsV10-030
41	東京都	患者	女	46	10月6日		
41	福岡県	患者	女	14	10月7日	Α	SsV10-030
41	福岡県	患者	女	22	10月9日		SsV10-030
41	福岡県	患者	男	36			SsV10-030
41	福岡県	患者	女	44			SsV10-030
41	群馬県	患者	女	39	10月3日		
41	東京都	患者	女	30	10月10日	Α	SsV10-030
41	埼玉県	患者	女	14	10月10日	A'	SsV10-030
41	千葉県	患者	男	29	10月12日		
41	神奈川県	患者	女	23	10月12日		SsV10-030
42	石川県	患者	男	13	10月12日	Α	SsV10-030
42	愛知県	患者	女	42	10月6日		
42	愛知県	患者	女	22	10月10日		SsV10-030
42	埼玉県	無症状病原体保有者	女	58		Α	SsV10-030
42	神奈川県	患者	女	21	10月15日		SsV10-030
42	福岡県	患者	男	22			SsV10-030

※PFGE 及び MLVA の記載は、国立感染症研究所における整理番号(11月 10日現在の調査状況)

都道府県知事 各 保健所設置市長 殿 特 別 区 長

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

腸管出血性大腸菌O157による広域散発食中毒対策について

平成22年3月19日、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒部会が開催され、 平成21年に発生した腸管出血性大腸菌O157広域散発食中毒事件(3事件)の調査結 果の報告を受け、今後の発生及び拡大の防止対策に関する本部会の意見が別添のとおり取 りまとめられました。

つきましては、本意見を踏まえ、下記により、従来からの取組みをより一層徹底すると ともに、新たな対策の実施について遺漏がないよう特段の対応をお願いします。

なお、飲食店等における対策については、提供を受ける客側の理解が不可欠であることから、一般消費者への周知を図るよう、あわせてお願いします。

記

- 1 食肉処理施設等における衛生管理
- (1)と畜場の管理者又はと畜業者は、と畜場法に基づく衛生管理基準の遵守について遺漏がないようにするとともに、都道府県等は、衛生管理基準の遵守状況を検証し、H ACCP方式による衛生管理の導入を推進すること。
- (2)食肉処理施設においては、食肉処理業者は、特に、結着及び漬け込み等病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理を行ったものについては微生物管理を 徹底すること。なお、O157の検出試験を実施する場合には、必要な検出感度を確保すること。
- 2 飲食店等における対策
- (1)飲食店業者が調理して提供する場合には、客が喫食する段階において、中心部を7 5 で1分間以上又はこれと同等の加熱効果を有する方法により加熱調理がなされていること。

(2)結着及び漬け込み肉等病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのある処理を 行ったものを客が自ら加熱調理を行う場合には、飲食店業者は、客に対して当該処理 が行われている旨及び飲食に供するまでに必要な加熱を行うための具体的な方法を確 実に提供するとともに、調理中に食肉から他の食材へ交差汚染が起こる可能性がある ことについて注意を喚起すること。

3 食中毒調査について

(1)探知及び初動調査の迅速化

広域散発食中毒については、探知及び初動調査の迅速化を図るため、厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課及び同課食中毒被害情報管理室と連携し、次の対応を図ること。

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく腸管出血性大腸菌感染症の患者発生の届出受理から、食中毒調査を開始するまでの期間を可能な限り短縮し、初動対応の迅速化を図るため、食品衛生部局及び感染症部局の共同調査を行う体制整備に努めること。

疑い調査の段階であっても、可能な限り初期の段階で、発生状況等について食中 毒被害情報管理室に情報提供するよう努めること。

食材が一括管理されている飲食チェーン店における広域散発食中毒においては、 本社や物流拠点を管轄する都道府県等は、他店における同様苦情の有無や推定原因 食品の物流状況に関する情報収集を積極的かつ迅速に行うよう努めること。

腸管出血性大腸菌感染症患者等の発生を探知した際には、患者等由来菌株を迅速に収集し、パルスフィールド・ゲル電気泳動(PFGE)法による遺伝子解析を行う国立研究機関及び関係地方衛生研究所への送付に努めること。

(2)調査結果に基づく対応

原因施設等を管轄する都道府県等は、飲食チェーン店の複数の店舗において、患者が確認された場合には、被害の拡大防止の観点から、次の対応を図ること。

原因食品が特定されず調査中であっても、加工方法等から汚染の可能性が高いと 判断される食品、患者に提供された食品と同一ロットの食品等の流通・販売を一時 的に見合わせるよう事業者に対し協力を求めること。

事業者に対して、衛生管理の検証及び改善等について指導し、食中毒の原因施設として確定した際には、発生要因等に基づき、新たな対策が必要であるか否かを検討し、必要と判断される場合にあっては、追加的に措置を命ずることが望ましい。

食安基発 1 2 2 5 第 2 号 食安監発 1 2 2 5 第 3 号 平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日

都道府県各保健所設置市特別区

衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課長 厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長 (公 印 省 略)

食肉製品の規格基準の遵守及び結着等の加工処理を行った食肉の取扱いについて

結着等の加工処理を行った食肉の飲食店における適切な加熱調理の実施については、平成21年9月15日付け食安監発0915第1号及び平成22年4月16日付け食安発0416第1号に基づき、監視指導の徹底を図っていただいているところですが、今般、結着肉が原料に使用された特定加熱食肉製品の食品衛生法第11条違反事例や、飲食店において結着等の加工処理を行った食肉の加熱不十分が原因と推定される腸管出血性大腸菌O157食中毒事件が別紙のとおり確認されたところです。

つきましては、食肉製品の規格基準の遵守及び結着等の加工処理を行った食 肉の取扱いにあっては、下記の点について、再度、周知徹底方よろしくお願い します。

記

1 食肉製品の規格基準の遵守について

特定加熱食肉製品の製造基準に記載されている肉塊は、食肉(内臓を除く。)の単一の塊であって、結着等の加工処理(※)を行った食肉は原料として用いることはできないこと。

- ※ 食肉であって、テンダライズ処理、タンブリング処理、他の食肉の断片を結着させ 成形する処理、漬け込み等その他病原微生物による汚染が内部に拡大するおそれのあ る処理を行ったもの及び挽肉調理品。
- 2 飲食店における結着等の加工処理を行った食肉の提供について
- (1)飲食店業者が調理して提供する場合には、客が喫食する段階において、中心部を75℃で1分間以上又はこれと同等の加熱効果を有する方法により加熱調理するよう指導すること。

(2) 客が自ら加熱調理を行う場合には、飲食店業者は、客に対して当該処理 が行われている旨及び飲食に供するまでに必要な加熱を行うための具体的 な方法を確実に提供するとともに、調理中に食肉から他の食材へ交差汚染 が起こる可能性があることについて注意を喚起するよう指導すること。

事例 下関市で発生した腸管出血性大腸菌 O157 食中毒事件

- (1) 下関市が市内において発生した腸管出血性大腸菌 O157 (以下「EHEC O157」という。)患者3名の調査を実施した結果、いずれの患者も同一の飲食店で牛成形肉を喫食していたことが判明し、うち2名の患者から検出した菌株のIS-プリンティングのパターンが一致したことから、下関市は7月17日に同店を原因施設とする食中毒事件と断定した。
- (2) その後、山口県から EHEC O157 患者 1 名が下関市内の系列店において、「牛成形肉ステーキ」を喫食していた旨連絡があり、IS-プリンティングのパターンが既に食中毒事件と断定した施設での患者由来のパターンと一致したことから、当該施設についても下関市は7月21日に食中毒原因施設として判断した。
- (3) 最終的な食中毒患者数は6名(3自治体)で、いずれも牛成形肉を原料とする「ステーキ」を喫食していた。
- (4) 食中毒患者の発症日は7月3日から7月18日の範囲で、潜伏期間は24時間から138時間であり、HUSの発症者はない。6名の患者から検出した菌株を国立感染症研究所にてパルスフィールドゲル電気泳動で検査したところ、遺伝子パターンはほぼ一致した。
- (5) これらの飲食店で提供された「ステーキ」等の原料の遡り調査をした結果、すべて札幌市の加工業者において、原料肉をトリミング後にタンブリング、成形、冷凍、カットし真空包装したものであることが判明した。また、原因施設2店舗で発生した患者に提供された牛成形肉は同ロットであると推定された。
- (6) 本食中毒については、EHEC O157 に汚染された牛成形肉が、加熱不十分な状態で提供されたために引き起こされた食中毒であると推定される。

(別添)



問合せ先:

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課輸入食品安全対策室(内線 2495,2474,2498)

平成 25年度輸入食品監視指導計画監視結果

中間報告

平成 25年 12月 厚生労働省医薬食品局食品安全部

平成25年度輸入食品監視指導計画監視結果(中間報告)

1. はじめに

我が国に輸入される食品等(以下「輸入食品等」という。)の安全性を確保するために国が行う監視指導については、食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第23条第1項の規定により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針(平成15年厚生労働省告示第301号)に基づき、パブリックコメントの募集及びリスクコミュニケーションを実施し、平成25年度輸入食品監視指導計画(以下「計画」という。)を策定し、同条第3項の規定により官庁報告として官報に公表した上で、計画に基づいて行っているところです。今般、平成25年4月から9月の間に計画に基づいて実施した輸入食品等に

今般、平成25年4月から9月の間に計画に基づいて実施した輸入食品等に係る監視指導の実施状況の概要について取りまとめたので公表します。

参 考:「輸入食品の安全を守るために」

http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html



2. 平成 25年度輸入食品監視指導計画の概要

① 輸入食品監視指導計画とは

輸入食品等について国が行う監視指導の実施に関する計画(法第 23 条第 1 項)をいう。

【目的】国が、輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施 することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

② 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法(平成 15 年法律第 48 号)第 4 条(食品の安全性確保は、 国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることによ り行わなければならない)の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の 3 段 階での衛生対策確保を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。

③ 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査*1(平成25年度計画:168食品群、約9万3千7百件)
- 検査命令*2(平成25年9月30日現在:全輸出国対象の17品目及び26 カ国・1地域の75品目)
- 包括的輸入禁止規定*3
- 海外情報等に基づく緊急対応

④ 輸出国における衛生対策の推進

- 輸出国政府に対する衛生管理対策の確立の要請
- 二国間協議や現地調査を通じた、農薬等の管理、監視体制の強化、輸出前検 査の推進

⑤ 輸入者に対する自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導(いわゆる輸入相談)
- 初回輸入時及び定期的自主検査の指導
- 記録の作成、保存に係る指導
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発
- ※1:食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査
- ※2:違反の可能性が高いものについて輸入の都度、輸入者に対し検査を命令し、検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない検査
- ※3:危害の発生防止の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の 販売、輸入を禁止できる措置

3. 平成 25年度輸入食品監視指導計画監視結果(中間報告:速報値)

平成 25 年4月から9月の間の届出・検査・違反状況(表1)をみると、届出件数は 1,106,117 件【1,107,698 件】であり、届出重量は 12,321 千トン【12,276 千トン】であった。

これに対し、104,766 件(検査命令 30,983 件、モニタリング検査 29,396 件、自主検査 48,859 件)【117,456 件(検査命令 44,962 件、モニタリング 検査 30,895 件、自主検査 48,702 件)】について検査を実施し、このうち 562 件【492 件】を食品衛生法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。

違反事例を条文別(表2)にみると、食品の微生物規格、残留農薬の基準、添加物の使用基準等の規格基準に係る法第 11 条違反の 296 件が最も多く、次いでアフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等に係る法第6条違反の 213 件、添加物等の販売等の制限に係る法第 10 条違反の 38 件、器具又は容器包装の規格に係る法第 18 条違反の 22 件、食肉等の衛生証明書の不添付に係る法第 9 条違反の 15 件、おもちゃの規格に係る法第 62 条に基づき準用される法第 18 条違反の 4 件となっている。

平成 25 年度のモニタリング検査実施状況(表3)をみると、延べ 93,711 件の計画に対し、延べ 54,103 件(実施率:約60%)を実施し、このうち延べ 86 件を食品衛生法違反として、回収等の措置を講じるとともに、違反の可能性を判断するためモニタリング検査を強化する措置(表4)を講じた。さらに、モニタリング検査強化等の結果、食品衛生法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等については、輸入の都度、輸入者に対し検査を受けるべきことを命じることとする検査命令へ移行させ監視体制を強化した(表5)。

平成 25 年 9 月 30 日現在で、全輸出国対象の 1 7 品目及び 26 カ国・1 地域の 75 品目を検査命令の対象としており、実績(表 6)をみると、延べ 53,116件の検査命令を実施し、このうち延べ 188 件を食品衛生法違反として、積み戻し又は廃棄等の措置を講じた。

海外での違反食品の回収等の情報に基づき平成 25 年度においては、台湾においてデンプン製品からマレイン酸が検出された事例、米国及びニュージーランドにおいてトルコ産タヒニごまペーストを原因とするサルモネラ菌食中毒の発生事例、米国においてナチュラルチーズからリステリア菌が検出された事例等について積み戻しを行う措置を講じ、輸入時の監視体制の強化等、(表7)を行った。

【 】カッコ内は昨年度同期の数値

表 1 届出·検査·違反状況(平成 25 年4月~9月:速報値)

届出件数 ^{※1} (件)	輸入重量 ^{※1} (千トン)	検査件数 ^{※2} (件)	割合 ^{※3} (%)	違反件数 (件)	割合 ^{※3} (%)
1,106,117	12,321	104,766 (30,983)**4	9.5	562	0.05
(前年度実績)					
1,107,698	12,276	117,456	10.6	492	0.04

- ※1 計画輸入貨物(初回届出時は除く。)は計上せず
- ※2 行政検査、登録検査機関検査、外国公的機関検査の合計から重複を除いた数値
- ※3 届出件数に対する割合
- ※4 検査命令に係る数値

表2 条文別違反事例(平成25年4月~9月:速報値)

違反条文	違反件数(件)	構成比 (%)	主な違反内容
第6条 (販売を禁止される 食品及び添加物)	213	36.2	とうもろこし、落花生、ピスタチオナッツ等のアフラトキシンの付着、米、コーヒー豆、大豆等の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生、果実の調整品からのシアン化合物の検出、非加熱食肉製品からのリステリア菌検出、ひらめのKudoa septempunctata胞子の検出等
第9条 (病肉等の販売等 の制限)	15	2.6	衛生証明書の不添付
第10条 (添加物等の販売 等の制限)	38	6.5	TBHQ、アゾルビン、キノリンイエロー、サイクラミン酸、パテントブルーV、ヒマワリレシチン等の指定外添加物の使用
第11条 (食品又は添加物 の基準及び規格)	296	50.3	野菜及び冷凍野菜の成分規格違反(農薬の残留基準違反)、水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準違反、農薬の残留基準違反)、その他加工食品の成分規格違反(大腸菌群陽性、一般細菌数超過、E.coli陽性等)、添加物の使用基準違反(ソルビン酸、安息香酸、二酸化硫黄等)、添加物の成分規格違反
第18条 (器具又は容器包 装の基準及び規 格)	22	3.7	器具・容器包装の規格違反 原材料の材質別規格違反
第62条 (おもちゃ等につい ての準用規定)	4	0.7	おもちゃ又はその原材料の規格違反
合 計	588(延 562(実		

- ※1 検査項目別の延べ件数
- ※2 検査対象となった届出の件数

表3 モニタリング検査実施状況(平成25年4月~9月:速報値)

食品群	検査項目*1	年度計画件数	実施件数	違反件数
	抗菌性物質等	2,238	1,057	2
	残留農薬	1,251	994	0
畜産食品	病原微生物	716	356	0
牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食 鳥肉等	成分規格等	133	60	0
局 闪 寺	放射線照射	29	23	0
	SRM除去	4,000	1,982	1
	抗菌性物質等	2,183	1,162	0
畜産加工食品	残留農薬	1,224	809	0
ナチュラルチーズ、食肉製品、アイス	添加物	1,366	926	0
クリーム、冷凍食品(肉類)等	病原微生物	2,178	1,122	1
	成分規格等	1,375	941	2
	抗菌性物質等	3,112	1,598	3
	残留農薬	2,573	1,484	0
水産食品	添加物	177	121	0
二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ) 等	病原微生物	1,074	836	1
寺	成分規格等	485	396	0
	放射線照射	29	20	0
	抗菌性物質等	4,417	2,728	0
水産加工食品	残留農薬	3,156	2,279	0
魚類加工品(切り身、乾燥、すり身	添加物	1,633	1,272	0
等)、冷凍食品(水産動物類、魚類)、	病原微生物	5,203	2,393	0
魚 介 類 卵 加 工 品 等	成分規格等	3,435	1,861	15
	放射線照射	5	3	0
	抗菌性物質等	1,510	1,379	0
	残留農薬	11,738	7,402	31
	添加物	1,074	799	0
農産食品	病原微生物	1,495	1,128	0
野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆 類、落花生、ナッツ類、種実類等	成分規格等	236	143	0
規、洛化主、アック規、性关規等	カビ毒	2,388	1,550	1
	遺伝子組換え食品	354	211	0
	放射線照射	119	94	0
	抗菌性物質等	299	233	0
	残留農薬	8,448	4,963	9
農産加工食品	添加物	3,832	2,851	4
冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工	病原微生物	477	367	0
品、果実加工品、香辛料、即席めん類	134 33 130 IH 13	2,054	1,472	2
等	カビ毒	2,953	1,571	3
	遺伝子組換え食品	128	73	2
	放射線照射	424	240	3
その他の食料品	残留農薬	535	433	0
使 康 食 品、スープ類、調 味 料、菓子	添加物	3,104	1,643	1
類、食用油脂、冷凍食品等	成分規格等	627	286	4
THE PERSON NAMED IN COLUMN 2 I	カビ毒	895	550	1
飲料	残留農薬	178	170	0
以行 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、	添加物	1,015	633	0
マルコール飲料等	成分規格等	477	376	0
	カビ毒	118	56	0
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	2,241	1,055	0
総 計(延数) 年度計画件数総計には、検査 5,000件を計上 *1:検査項目の例	₹強化分として	93,711	54,103 実施率約60%	86

- ・抗菌性物質等:抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等

- ・抗菌性物質等: 抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
 ・残留農薬: 有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
 ・添加物: 保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等
 ・病原微生物: 腸管出血性大腸菌 O26、O104、O111及びO157、リステリア菌、腸炎ビブリオ等
 ・成分規格等: 成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群、放射性物質等)、貝毒(下痢性貝毒、麻痺性貝毒)等
 ・力に毒: アフラトキシ、デオキシニパレノール、パツリン等
 ・遺伝子組換え食品: 安全性未審査遺伝子組換え食品等
 ・放射線照射: 放射線照射の有無
 ※2: 抗菌性物質、農薬等の検査項目別の計画件数を示したもの

表4 モニタリング検査を強化*1した品目*2(平成 25年4月~9月)

対象国·地域	対象食品	検査項目
	ねぎ	アルジカルブ及びアルドキシカルブ、ファ
	レイシ(ライチ)	モキサドン 4-クロルフェノキシ酢酸、トリアゾホス
	イシモチ	エンロフロキサシン
	ウーロン茶	プロファム
	ウニ(生食用)	腸 炎 ビブリオ ** 3
	大粒落花生	アセトクロール
	きくらげ	クロルピリホス
中国	ケール	ヘキサクロロベンゼン
	ごぼう	パクロブトラゾール
	タロイモ	パクロブトラゾール
	にら	ホキシム
	ピーマン	ジフェノコナゾール
	養殖えび	フラゾリドン
	養殖とこぶし	フラゾリドン
	緑茶	プロファム
	グリーンアスパラガス	アトラジン、ジウロン
	未成熟えんどう	ファモキサドン
<i>L</i> ,	おくら	イソプロチオラン
タイ	ニオイタコノキ	クロルピリホス
	パパイヤ	安全性未審査の遺伝子組換え食品 (PRSV-SC)
	モロヘイヤ	ヘキサコナゾール
	エゴマ	インドキサカルブ、エトプロホス、ジニコ ナゾール
韓国	アカガイ(生食用)	腸 炎ビブリオ※4
	赤とうがらし	ジフェノコナゾール
	タイラギ貝(生食用)	腸 炎ビブリオ※⁴
ガーナ	カカオ豆	2,4-D、シペルメトリン
¬ /II-º\.	ウニ(生食用)	腸 炎ビブリオ※3
フィリピン	バナナ	フィプロニル
米国	大豆	フルアジホップ
木旦	ルタバガ	ビフェントリン
ベトナム	ピーマン	ジフェノコナゾール、ヘキサコナゾール
イタリア	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
イラン	ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン
インドネシア	コーヒー豆	カルバリル
ウガンダ	コーヒー豆	クロルピリホス
オーストラリア	オレンジ	ジウロン
カナダ	牛肉	腸管出血性大腸菌

対象国·地域	対象食品	検査項目
コートジボワール	カカオ豆	2,4-D
スーダン	ごまの種子	2,4-D
セルビア	おうとう	フルトリアホール
タンザニア	ごまの種子	イミダクロプリド
ニカラグア	ごまの種子	トリアゾホス
ニュージーランド	キャベツ	シプロコナゾール
パナマ	牛肉	イベルメクチン
バングラデシュ	クミン	プロフェノホス
ブラジル	小麦	ピリミホスメチル
フランス	りんごジュース	パツリン
ペルー	キノア	メタミドホス
ベルギー	チコリ	チアベンダゾール
ボリビア	いんげん豆	フルトリアホール
ミャンマー	ごまの種子	カルバリル
メキシコ	グァバ	シペルメトリン

^{※1} 平成 25 年度においては、通常、違反発見後のモニタリング検査強化は、全届出件数の 30%を対象に検査を実施した。また輸入実績又は検査実績に基づき検査命令を解除した品目についても同様の扱いとした。ただし、検査強化後 60 件もしくは1年の間に再度同一の違反事例が無い場合、通常の監視体制とした。
※2 表5に含まれる品目を除く。
※3 夏期の検査強化として全届出件数(100%)を対象に検査を実施(平成 25 年6月~10 月)
※4 夏期の検査強化として全届出件数の 30%を対象に検査を実施(平成 25 年6月~10 月)

表5 検査命令へ移行した品目(平成25年4月~9月)

対象国·地域	対象食品	検査項目
	マンゴー(特定輸出業者限定)	クロルピリホス、プロピコナゾール
	赤とうがらし	トリアゾホス
タイ	おくら(特定輸出業者限定)	EPN
	グリーンアスパラガス(特定輸出業者限定)	EPN
	ウーロン茶	インドキサカルブ
中国	食品(製造者限定)	サイクラミン酸
T T T	スッポン	エンロフロキサシン
	ぜんまい	アセトクロール
イタリア	< 9	アフラトキシン
1907	非加熱食肉製品(製造者限定)	リステリア菌
韓国	養殖ひらめ(養殖業者限定)	エンロフロキサシン、 kudoa septempunctata
7 ° />	アーモンド加工品	アフラトキシン
スペイン	非加熱食肉製品(製造者限定)	リステリア菌
インド	ひよこ豆	アフラトキシン
オーストリア	西洋わさび	ジフェノコナゾール
台湾	食品(製造者限定)	サイクラミン酸
パラグアイ	ごまの種子	カルバリル
米国	ナチュラルチーズ(製造者限定)	リステリア菌
モロッコ	セイヨウニンジンボクの果実	アフラトキシン

表6 主な検査命令対象品目及び検査実績(平成 25 年4月~9月:速報値)

対象国·地域	主な対象食品	主な検査項目	検査 件数	違反 件数
	落 花 生 、アーモンド、チリペッパ 一等	アフラトキシン	5,176	31
全輸出国 (17 品目)	シアン含有豆類、キャッサバ	シアン化合物	271	3
	すじこ	亜硝酸根	229	1
	野菜、魚介類等 (にんじん、ねぎ、ほうれんそう、 二枚貝等)	トリアジメノール、アルジカルブスルホ キシド、エンドリン、ディルドリン(アル ドリンを含む)、プロメトリン等	10,428	20
中国 (24 品目)	鰻、えび、スッポン等	クロルテトラサイクリン、マラカイトグ リーン、スルファメトキサゾール、エン ロフロキサシン、オキソリニック酸等	4,456	0
(24 HH 🗀 /	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	3,480	0
	全ての加工食品	サイクラミン酸	324	0
	花椒、ホワイトペッパー	アフラトキシン	29	0
タイ (10 品目)	おくら、グリーンアスパラガス、 マンゴー、コブミカンの葉、未成 熟えんどう等	EPN、クロルピリホス、プロフェノホス、プロピコナゾール等	667	2
	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	118	0
	しじみ、青とうがらし	シメコナゾール、エンドスルファン	36	1
韓国 (10 品目)	鰻	オフロキサシン、オキソリニック酸	6	0
	アカガイ	腸炎ビブリオ	2	0
	ひらめ	Kudoa septempunctata	1	0
	養殖えび	フラゾリドン、エトキシキン	1,292	3
インド (7 品目)	クミンの種子、ひよこ豆、とうが らし、紅茶	プロフェノホス、グリホサート、トリア ゾホス、ヘキサコナゾール	59	2
	ケツメイシ、ひよこ豆	アフラトキシン	46	1
	非加熱食肉製品、チーズ	リステリア菌	466	5
イタリア (6 品目)	くり、ピスタチオナッツ加工品	アフラトキシン	183	1
	パセリ	ジフェノコナゾール	1	0
その他(21 カ国	•1 地域、総 37 品目)		25,846	118
合 計			53,116	188

表7 海外情報に基づき監視強化を行った主な事例(平成 25 年4月~9月)

強化 月	対象国	対象食品及び内容	経緯及び対応状況
5月	台湾	デンプン製品 (マレイン酸混入のおそれ)	台湾において、デンプン製品からマレイン酸を検出し、自主回収が行われているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻しを行う措置を講じた。
6月	トルコ	タヒニごまペースト及びその 加工品 (サルモネラ属菌汚染のおそ れ)	米国及びニュージーランドにおいて 発生したサルモネラ属菌に出る食中造に関連し、トルコ国内の製造者が加工日 たタヒニごまペースト及の情報を受出 が自主回収されていると出された場合と 回収対象製品が輸入届出されたとと 回収積み戻しを行う措置を講じると に、加熱工程等によりは、 い可能性がある場合には、 いで連絡する措置を講じた。
6月	フランス	ソフト及びセミソフトタイプ のナチュラルチーズ (リステリア菌汚染のおそれ)	フランス産ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズについてリステリア菌が検出されたとして自主回収が行われているとの情報を受け、当該製造者からのソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズが輸入届出された場合には、積み戻しを行う措置を講じた。
7月	米国	ソフト及びセミソフトタイプ のナチュラルチーズ (リステリア菌汚染のおそれ)	米国において、リステリア菌による食中毒が発生し、ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズが自主回収されているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積み戻しを行う措置を講じた。
7月	チリ	鶏肉及びその加工品 (ダイオキシン汚染のおそ れ)	FAENADORA SAN VICENTE LIMITADA において処理されたチリ産鶏肉からダイオキシンが検出され、当該施設で処理された鶏肉の衛生証明書の発行を停止したとの情報を受け、当該施設で処理された鶏肉が輸入届出された場合には、積み戻し等の措置を行う措置を講じた。
9月	英国	スモークサーモン (リステリア菌汚染のおそ れ)	英国において、スモークサーモンから リステリア菌が検出され、自主回収され ているとの情報を受け、回収対象製品が 輸入届出された場合には、輸出国におけ る回収に応じる等の対応を行う措置を 講じた。

(参考)中間報告中の主な用語説明

用語	説明
亜硝酸根	添加物(発色剤)
アセトクロール	農薬(アニリド系除草剤)
アゾルビン	指定外添加物
アフラトキシン	カビ毒(アスペルギルス属等の真菌により産生される)
アルジカルブスルホキシド	農薬(殺虫剤)
安息香酸ナトリウム	添加物(保存料)
遺伝子組換え	細菌などの遺伝子の一部を切り取って、その構成要素の並び方 を変えて元の遺伝子に戻したり、別の種類の生物の遺伝子に組 み入れたりする技術
イミダクロプリド	農薬(クロロニコチル系殺虫剤)
インドキサカルブ	農薬(オキサジアジン系殺虫剤)
エトキシキン	農薬・飼料添加物(成長調節剤・抗酸化剤)
エンドスルファン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
エンドリン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
エンロフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
オキソリニック酸	動物用医薬品(キノロン系合成抗菌剤)
オフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
ガラクトオリゴ糖	ガラクトースを主な構成単位とするオリゴ糖の一種
キノリンイエロー	指定外添加物
グリホサート	農薬(有機リン系除草剤)
クロム	金属元素の一種
クロルテトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
クロルピリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
クロルフェナピル	農薬(殺虫剤)
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積する毒素の一種。)
サイクラミン酸	指定外添加物
サルモネラ属菌	病原微生物(広く自然界に生息する菌で、主に鶏卵、食肉を汚染 し、腹痛、下痢、発熱を引き起こす)

用語	説明
シアン化合物	有害有毒物質(一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体な
	どのシアン関連化合物)
ジウロン	農薬(除草剤)
ジフェノコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
シペルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
シメコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
スルファメトキサゾール	合成抗菌剤(サルファ剤)
ソルビン酸	添加物(保存料)
ダイオキシン	炭素・酸素・水素・塩素が熱せられる過程で自然にできてしまう副生成物
チアベンダゾール	農薬(ヘテロサイクリック系殺菌剤)
腸炎ビブリオ	病原微生物(海(河口部、沿岸部など)に生息する菌で、主に魚
	介類を汚染し、腹痛、水様下痢、発熱、嘔吐を引き起こす)
腸管出血性大腸菌	病原微生物(動物の腸管内に常在する菌で、糞尿を介して食
	品、飲料水を汚染し、初期感冒様症状のあと、激しい腹痛と大量
	の新鮮血を伴う血便を引き起こす)
ディルドリン(アルドリンを含む) む)	農薬(有機塩素系殺虫剤)
デオキシニバレノール	カビ毒(フザリウム属真菌によって産生)
テトラサイクリン系抗生物質	一定のスペクトルを有する抗生物質の総称。オキシテトラサイクリ
	ン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリンなど
トリアジメノール	農薬(フェノキシ系殺菌剤)
トリアゾホス	農薬(フェノキシ系 殺虫剤)
二酸化硫黄	添加物(酸化防止剤)
パクロブトラゾール	農薬(トリアゾール系植物成長調整剤)
パツリン	カビ毒(ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌によって産
	生される)
パテントブルーⅤ	指定外添加物
ハロキシホップ	農薬(有機塩素系除草剤)
ピリミホスメチル	農薬(殺虫剤)
ピリメタニル	農薬(ピリミジン系殺菌剤)
フラゾリドン	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物はAOZ

用語	説明
プロピコナゾール	農薬(ヘテロサイクリック系殺菌剤)
プロフェノホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
プロメトリン	農薬(トリアジン系除草剤)
ヘキサコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
麻痺性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンの産生した毒を二枚貝が蓄積する毒素の一種。)
マラカイトグリーン	動物用医薬品(トリフェニルメタン系合成抗菌剤)
マレイン酸	指定外添加物
メタミドホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
メトキシフェノジド	農薬(殺虫剤)
リステリア菌	病原微生物(自然環境中に広く常在する菌で、主に乳製品、食
	肉加工品を汚染し、倦怠感、発熱を伴うインフルエンザ様症状を
	引き起こす)
2,4-D	農薬(フェノキシ酸系除草剤)
EPN	農薬(有機リン系殺虫剤)
Kudoa septempunctata	食中毒の原因となる寄生虫の一種(粘液胞子虫)
TBHQ	指定外添加物

平成 26 年度輸入食品監視指導計画の概要

平成 26年 1月輸入食品安全対策室

【計画本文】(新たに盛り込んだ事項を下線部で示す。)

序文

平成 25 年度計画に基づく施策の実施状況の概要及び平成 26 年度計画において取り組む施策を記述。

- 計画的な輸出国の対日輸出食品の安全対策に関する制度調査を実施した。 また、牛海綿状脳症(以下「BSE」という。)等に係る輸出国の安全管理についても現 地調査を行った。
- <u>経済連携協定等を踏まえ、諸外国の食品衛生に係る情報収集及び、輸入動向に応じた監視</u> 体制の整備を行う。
- 腸管出血性大腸菌、サルモネラ菌、リステリア菌などの病原微生物に係るモニタリング検 査を着実に実施する。
- ポジティブリスト制度を着実に<u>施行するとともに、過去の検査実績等を踏まえた検査の見</u> 直しを行う。
- <u>安全性審査を経ていない遺伝子組換え作物が使用された加工食品が輸入、販売されていた</u> 事案を踏まえ、輸入者に自主的な安全管理の推進を徹底するよう指導する。
- O BSEについては、現地調査及び輸入時の検査を通じて、輸出国政府が管理する対日輸出 プログラムの遵守状況を引き続き検証していくものとする。
- 〇 引き続き、「輸入加工食品の自主管理に関する指針 (ガイドライン) (平成 20 年 6 月 5 日付け食安発第 0605001 号)」に基づき、輸入者に対し輸出国段階における自主的な安全管理を指導するとともに、輸出国における食品安全対策の適正化を推進するため、計画的に対日輸出食品について、輸出国の食品安全に関する制度調査の実施に努めていくこととする。

1 目的

重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって、輸入食品等の一層の安全 性確保を図ることを目的とする。

2 適用期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日

3 輸入食品等監視指導の実施についての基本的考え方

食品安全基本法第4条(食品の安全性確保は、国内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない)の観点から、輸入食品の安全性確保のために、輸出国における生産、製造、加工等の段階から輸入後の国内流通までの各段階において講じるべき措置の基本的事項について記述。

4 生産地の事情等からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

(1)輸入届出の確認、(2)モニタリング検査、(3)モニタリング検査以外の行政検査、(4) 検査命令、(5)包括的輸入禁止措置及び(6)海外情報等に基づく緊急対応における本省及び検 疫所の役割、実施の手順について記述。

5 輸出国における安全対策の推進

輸出国の生産等の段階において法違反を未然に防止するため、輸出国に対する(1)我が国の食品安全規制の周知、(2)二国間協議、現地調査等及び(3)技術協力等の取組について記述。

6 輸入者への自主的な安全管理の実施に係る指導に関する事項

食品安全基本法第8条及び法第3条第1項に規定される食品等事業者の責務に照らし、輸入者に対して自主的な安全管理の推進を図るため、輸入者等に対する(1)基本的指導事項、(2)輸入前指導の実施、(3)輸入前指導による法違反発見時の対応、(4)自主検査の実施、(5)輸入食品等の記録の作成及び保存及び(6)食品安全に関する知識の向上等の指導事項を記述。

7 法違反が判明した場合の対応

(1)輸入時、(2)国内流通時の検査等で法違反が発見された場合の対応、(3)再発防止のための輸入者に対する指導、(4)法違反を繰り返す輸入者等に対する営業の禁停止処分、(5)悪質事例の告発及び(6)違反事例の公表等における本省、検疫所及び都道府県等の連携、実施の手順について記述。

8 国民への情報提供

輸入食品等の安全性確保に関する情報を広く国民へ提供するため、(1)モニタリング計画 等に関する情報の提供、(2)二国間協議及び現地調査等に関する情報の提供、(3)本計画に基 づく監視結果の公表、(4)食品等の安全に関するリスクコミュニケーションの取組等につい て記述。

9 その他監視指導の実施のために必要な事項

(1)食品安全に関する人材の養成、資質の向上、(2)検疫所が実施する食品等の試験検査等に係る点検に係る取組について記述。